

平成24年第3回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成24年9月6日（木曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁
町民課長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子
代表監査委員 市川 泉 庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

散会 午後5時00分

議長（滝沢寿美雄君）おはようございます。これから本日の会議を開きます。

報告します。9番、箕輪議員、所用のため遅刻届が出ています。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの取材撮影を、終日議場固定カメラにより撮影することを許可してあります。

議事日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君）　　―――議事日程朗読―――

平成24年第3回立科町議会定例会議事日程第1号

平成24年9月6日 木曜 午前10時開議

第1 一般質問

以上です。

◎日程第1 一般質問

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、10人の議員から一般質問の通告がなされています。本日は、6人の議員が行います。

最初に、6番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 個人情報保護の実情に合った対応を

質問席から願います。

〈6番 田中 三江君 登壇〉

6番（田中三江君）6番、田中三江です。通告に従い、「個人情報保護の実情に合った対応を」について質問をいたします。

個人情報保護法は、情報化社会の急速な進展に伴い、プライバシー保護を徹底させるために平成2年に施行されましたことは広く知られているところであります。

町でも個人情報保護条例が制定されていますが、実際はこの保護が全面に打ち出され、最近では保護者会の連携や福祉ボランティア事業の推進、自治活動などに弊害になる課題としてクローズアップされており、ボランティアの皆さんの活動や安全な地域づくり、緊急時の円滑な推進等、善意な事業推進に取り組む町民の皆さんに疑問を生じさせています。

例えば、区の役員が小学校入学児童のお祝いを区で行うのに、児童が分からないから教えてほしいと役場に問い合わせても教えられないと言われ、一軒ずつ聞いて歩き、とても大変だったそうです。また、新しく家を建てているが、建設現場に対し、区民から苦情が出たので、役場へ施工者をお聞きしても教えられないと言われ、区の代表ではあるが、対応ができなくて困ると言われます。

また、今回作成されました災害時援護者支援台帳の活用方法についても、去る8月17日の会議において、区長、部落長の皆さんも個人情報保護の観点から、台帳は役場の本部だけで持つていけばよいのではないかとどこまでが核になり情報を把握しておくのか、また今まで見ていただいた地域の皆さんに広くお願いしてはと、多くの意見が聞かれました。

もちろん、個人情報の保護は大切なことであり、行政が法を侵す行為をすることはできないことですが、運用、あるいはほかの法律とのミックス化による対応をして、町民の抱える個人情報保護法に対するストレスを緩和できないものではないかという視点で、次により順次質問いたします。

まず、立科町の個人情報保護に関する条例の中では、いろいろな団体の中で、役員でもその名簿は知らせることができないことになっているのでしょうか。それは、どの項で記されているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） おはようございます。お答えをいたします。

高度情報社会の急速な発展に伴いまして、個人情報の利用が著しく拡大してきております。それとともに、悪用される危険性も増しておるわけであります。当然、個人情報の適正な取り扱いの確保がとても大切だということでございます。

個人情報の保護につきましては、国においては個人情報の保護に関する法律、県におきましては長野県個人情報保護条例、立科町におきましては立科町個人情報保護条例によりまして、それぞれが保有する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人の権利利益を保護しております。

議員ご質問の各団体の役員に団体員内の名簿の公開はということでございますか。これは、立科町個人情報保護条例の第3条にございますように、実施期間の責務におきまして、個人情報の適正な取り扱いについて、必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないと規定をされているわけであります。

なお、住民生活のより一層の向上を図るため、区長、部落長、議会議員、消防団幹部、民生児童委員、教育委員、社会教育委員、人権養護委員、文化財保護委員の、これらの皆さんの名簿につきましては、町政懇談会において公表をしております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 今、町長のほうから、町政懇談会で各代表の皆さんのみお知らせしているというお話でございますが、せっかくこの地域の絆を深めようとして、仲間づくりをしようとしても、プライバシーを守ることから難しく、煩わしさ、不便さを感じております。

個人情報保護条例の9条におきましては、細かく記されていませんし、解釈によっては関係者として対応が可能かと思いますが、いかがでしょうか。今のおっしゃった3条でだめということは理解しますが、保護者会や区、部落を実施機関として位置づけた場合には、9条で区長などには対応できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（笹井恒翁君）お答えをいたします。

町としても、できるだけ情報を開示できるものはしていきたいということで、従来からやってきております。ただ、個人を特定をしてしまう情報については、やはりこの個人情報保護条例の中で難しいという部分がございます。個人の権利や利益を侵害してはならないということでございますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）個人の権利等を守るということは大事なことでございますが、この条例は町の決まりですので、使いやすいうように、もう少し柔らかな対応とすることは不可能でしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（笹井恒翁君）この町の条例の上には県の個人情報保護条例、国においては個人情報の保護に関する法律という、一番国の法律の中で、町の条例も動いております。そんな関係で、それを広くというような解釈をしていくことはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）法律、国・県ということですが、他町村の条例を見ましても、少し柔らかくなっているところもございます。しっかりと決めつけるではなくて、その状態、そのときによって緩和できる場合もあるのではないかなという条例になっている町村もございます。

そのようなところももう少し緩和していただければと思うのですが、自治活動は、それぞれの地区によって良好に進められ、支え合いや相互扶助、協力によって行われております。これは町の大きな財産でありますし、今後もこの状態を継続し、保つていくためには、今の言う、この個人情報保護がネックとなっているわけですが、この問題をクリアする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

例えば、あのお宅に住んでいるけど人を見かけない、でも夜は明かりがつく、住んでいるのでしょうかという話を耳にしております。そんな場合、住民登録をしているかを問い合わせると、教えられないということでございました。請求事由が不当目的でない限り、閲覧により対応ができるとは思いますけれども、今の法律ではそれも不可能なのではないでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）法律の解釈につきましては、条例とか、それにつきましては担当のほうでお話しさせていただいて、法の解釈はほとんど曲がらないというふうに思います。

ただ、議員さんのおっしゃいますように、公開とか、要するに見せてくださいと、そういうふうに正面切つての話は、恐らくどこへいっても、どこの役所でも同じですよ。見せられませんというふうに答えるんです。

ただ、議員さんのおっしゃいますように、地域の自治活動とか、それから今のひとり暮らしの皆さんとか、そういった方々の自治活動、自治会の活動について効率よくできないものかという

悩みは、どこの市町村にも、地区にもあるわけです。そうしたときにどうするかということなんですが、現実には窓口へ行って、これは不当なというか、不当に使われるかどうかの判断なんていうのは、幾ら知っている人でも難しいですよ、担当者に判断させるのはね。

ただ、社会性から見て、地域の皆さんがある一定の情報がないわけじゃないわけですので、知り得る情報は1つのツール、道具として考えていただいて、その中で補うものを、地域の皆さんと、いろんな役割を持っている委員さんたちもいますので、そんな方々と共有していただいて、地域の情報をつくってもらえることがよろしいのではないかと。

政府機関であります自治体の窓口でこの話をしておりますけれども、恐らく押し問答をするだけです。ですから、そこはひとつ飛び越えていただいて、先ほどの要援護の話もそうですけれども、そこをクリアするのは、その自治会とか、いろんな団体の1つの力量が問われる部分かなというふうには私は解釈して、よその地区で拡大解釈しているとは思いませんけれども、そんな取り組みをしていただきたいなというふうに思うわけです。町全体においてもそんな取り組みをなされて、より活発な郷土の町づくりですか、見守りも含めた、ちょっとしたお節介が一番大きな役割の部分を担当するのではないかなというふうに思っております。ぜひそんな取り組みをお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 町長のおっしゃるとおり、お節介ということで、自治会でということですが、役場関係の皆さんと同じように情報をだれにでもという、私は今そうではなくて、その自治会の長の皆さんに情報の開示、今質問されていることに対しての開示はできないかということをお伺いしております。自治会で、今の町長のおっしゃるように行うのにも、やっぱり必要なことは開示していただかないと無理ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えしにくいんですけども、それを町の窓口を求めるのは非常に難しいというふうにお答えすると思います。私自身は、ここまで議員さんの考えに近いんですけども、法に遵うという話になるとそこまでです。

ですから、そこを、例えば先ほどお話しされました子供さんの名前が、確かに役場では情報はあるはずなんです、ここにだれがいるかと知っているわけですから。でも、それを本人の承諾なしに開示するということが、不当に扱われてはいけないんだということを言っているわけです。窓口を訪れた区長さんや部落長さんが善良な方だとは思いますが、その使われ方はだれも見えない、町は把握できないわけですから、不当とは言いませんけれども、判断が難しいということです。その点をご理解をしていただかないと、法の趣旨は守っていきなかならない。

ですから、例えば近所の子供さんたちが役場に聞かなければわからないということはないかな、どうですか。それは、周辺にそんなにたくさん数えきれないほどの子供さんがいるわけじゃないと思いますから、おおよその情報はつかめるはずなんです。その中で、例えば保護者の皆さんにお声がけをしてみるとか、そういうようなことは可能だと思うんですね。それが、今の自主的に行われるものなんです。

ただ、生命とか身の危険とか、そういうふうにかかわるものについてはこの限りではないというふうに私は判断していますので、その点は頭に入れておいていただければなというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）今の子供の件ですが、たまたまそのとき2軒ばかり新しい人たちが来て、そこにそのぐらいの年代の人たちがいるということで、情報がとれなかったわけなんです。普通でしたら、地域で大体わかりますけれども、たまたま新しく何軒かおいでになったところに4人ぐらいお子さんがいらっしゃるけどどうなんだろうということをごそら中聞いてもわからないから行政へ来たという、それがあったんですけれども、それで直接行くわけにいかないからと、そこら中聞いて歩いたというお話で私のほうへ来たわけなんですけれども、そういったこともございます。

今の町長のお話、法律ですので、閲覧も無理、そして区の関係者等も無理ということであれば、もし区や関係者の方、代表として選出されてくるときに、皆さんから何か了解を得て来るような方法を指導するというような対応策はございませんでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）形式的な話で恐縮ですけれども、本人の同意ですから、同意がとれてれば問題ないというふうに、私は思っております。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）同意はわかるのですが、同意を得てくるような方法を区の行政のほうで指導をできませんかということ、何か対策を見つけていただけませんかということ、今お聞きしているわけなんです。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）地域の皆さんには、大変そういった心労はおかけするんですが、法を守る立場の機関はそういう、そのとおりでございます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）そのとおりでございますもちょっとあれなんです、ではできるだけ法に沿ってということではございますけれども、自治会の長の皆さんが代表として役場へ来られたときには、いろいろご相談に乗りながら、緩和とはいかないかもしれないですけども、お願いしたいなと思います。

次に、今回、民生委員の皆さん、ご苦労していただきまして、災害時援護者支援台帳を作成していただきましたが、必要なとき、この個人情報保護法があり、どのような手順で利用でき、どのようにその災害時援護者支援台帳を使用されるのか、活用方法をお伺いいたします。

また、この福祉事業推進上で最もネックになってしまうのが、この個人情報保護の問題です。今、述べましたけれども、地域の支え合いが不可欠な社会で、その活動や事業が停滞することは望むことではないはず。どのような対策をお持ちか、お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）先ほどの質問と同じように、この個人情報の問題につきましては、もうどなたか

らも同じ疑問を投げかけられております。昔はこんなじゃなかったということで、もっと和気あいあいと情報が飛び交っていたのが、それは一番いい状態だと、私自身もそういうように思っているんですが、やはり世の中の流れの中で個人情報の保護という、これも大きな課題の1つで、法律がされてしまったということでございます。

そんな中で、要援護者という、いわば一番町民の中でも弱い方々ですよね。弱者と言われる方々なんですが、この方々を万が一のときにどう対応していくかという、大変大きな課題が投げかけられていたのも事実です。なかなかこの要援護者についての、その支援をする台帳というののできない状態でおりました。しかしながら、昨年、いろんな皆さん方のご意見を伺う中で、町としての災害者要援護支援、有事の際のことですけれども、その台帳を作成をして、有事の際に備えておくべきだというふうになりました。

そこで、要援護と言われる皆さん方にお話をしながら、避難の支援対策の、こうした重要性を認識されるようにお話をしてみたいと思います。

自助、共助、いろんなその基本をする地域ぐるみの防災対策の中では、その一環として要援護台帳というものがつくられるというふうに考えていただきたいと思います。これは対象になります。先ほど弱者というお話を申し上げましたけれども、ひとり暮らしの高齢者の方ですとか高齢者のみの世帯、また介護で言えば4、5ですか、それから障害者手帳で1級、2級をお持ちの方とか、いろいろこの方々がいるわけですが、そのときの災害発生時に地域の皆さんの援助を受けるために、ここから先が大変大切なんです、個人情報の登録に同意をされた方に、これを民生委員の皆さん方に取りまとめをしていただきました。これで災害時に本人の確認あるいは家族への連絡などにつきまして、この台帳を利用していただきたいということで、民生委員さんあるいは区長さん、部落長さんにその台帳をお渡ししてございます。

しかし、このそれぞれの地域には、災害時に支援を必要とする皆さんは、台帳に載らない方もいらっしゃるんです。同意はしなかった、だけど周辺の人たちが気にしている人たちがいるということです。

ですから、法令上の中でいけば、台帳でつくられたものは本人の同意のあるものです。しかし、これも完成品じゃないんです。先ほども申し上げましたように、私は情報公開、この問題はいいですよというふうに言って同意をしてくれた方は問題はないんですが、実は同意をしなかった方も大勢いらっしゃる。そこで、この台帳は、あくまでも道具の1つ、ツールの1つなので、完成品ではありませんというお話もしながらお渡しをしております。

そこで、これから先です。地域の皆様、地域の方がこの事情をよく知っている身近な方々だからこそ、持っている、その情報があるわけです。その地域の見守りや災害時の支援体制を話し合う機会をつくっていただきたいということでこのツールを用意をさせていただいたと、ぜひ活用していただきたいと思っております。

町といたしますれば、要援護者に対し積極的な同意を求めることに対しては、平生ご自身に、ふだんから地域との交流を求めるようにしたり、同意をしてくださいというようなことを呼びかけてはまいりますけれども、なかなかその部分のところは個人の意思のあるわけです。これは、

台帳を保管していただいておりますのは、区長さん、部落長さん、民生児童委員でございますので、これらの登録台帳につきましては、毎年の内容の確認、更新、また新規の方の登録等につきましては、年に1回程度は行ってまいりたいと思っております。

これも大切ですが、役員の交代ということもございませぬ。役員の交代のときの台帳の管理につきましては、これもやっぱり個人情報の漏洩につながらないように、十分配慮して行ってまいりたいというふうに考えておりますので、そんな趣旨でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 活用方法をお伺いしたわけなんですけれども、この災害支援援護台帳の配付と説明、これは防災訓練の会議がありましたので、町民課長にお伺いいたしますけれども、このときは時間が短くて、参加した区長、部落長さんからは質問が出て、再度検討しますが多かったですけれども、どのように再検討されましたでしょうか。

また、その中で、今町長のおっしゃった冊子に掲載するのを同意を得た人のみということで、全員に同意、全員のもの載せるべきではないかという、その区長さん、部落長さんたちのご意見がありましたけれども、そこら辺を事務局としてはどのように再検討されたのか、お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

先ほどの同意をした人だけでなく全員ということですが、これにつきましては、先ほどの個人情報保護の観点から、やはりこの台帳の部分につきましては同意された方のみということでございますけれども、地域ではほかにたくさんの援助を必要とする方がおいでになるということも認識してございます。これらにつきましては、地域の皆さん方でそれぞれ関心を持っていただきまして、支援についてともに頑張っていければというようなふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） ほかについてですが、先ほどのマル秘扱いというのが適当な重要物と思われまして、作成に当たっていただいた民生委員会とも連携して、重要書類ではありますが、早い対応ができる保管というものを望むわけでございます。何かあったときに、ただ持っただけではどうしようもならないということですが、その区や部落の部落長さんが何かありまして台帳を開示すると判断したときには、その判断で開示してよろしいのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

この台帳につきましては、個人の情報を開示していいよという了解を得た方々のみの台帳でございます。

そして、先ほどのご質問の中で、災害時等ということの中においては、やはり緊急性があります。個人の生命、財産、いろんな部分で緊急に守らなければいけない状況になった折には、やはりこの皆さんの開示につきましては、同意を得てあるということで、その場で判断いただきなが

ら開示していただくということによろしいかと思えます。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）この問題は十分に時間をかける必要があると、私は思いますが、町長にお伺いいたします。

去る8月25日に行われた地域福祉町民大会の大会テーマですけれども、ふれあいと安心の町づくり、つながる支える地域の力、このテーマにはどのようにこの個人情報保護という観点から開示しないことはつながっていくのでしょうか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）今の町民福祉大会のときの支え合い、ふれ合いですよね。先ほどのご質問されております問題については、この支え合い、ふれ合いが1つのヒントでしょうか、その程度のことしかお答えできないんですが、地域の中で支え合い、ふれ合いをする、要するに国家機関である行政の機関が公式の文書として出すことはできませんよね。ですけれども、ふれ合い、支え合いの中で、周辺の皆さんがいろんな情報交換をする中で、自分たちが、名簿と言っちゃおかしいんですが、必要な情報交換をして得たものに対しては、それは公開も何も。法律とは関係ありません。ふれ合い、支え合いの中でやっていくというのが1つのヒントです。

先ほども少し申し上げましたけれども、台帳も不完全、行政から公に出せる資料はそこまでだと、残りの何十%、何割かの公にできない情報については、地域の皆さんの、それぞれお持ちになっている情報をうまく組み合わせをしていただいて、その中からふれ合い、支え合いというようなものが最後の決め手になってくるのではないのでしょうか。

法律の解釈でいきますと、なかなかそういうことはできないものではないと言えないんです。ですから、各自自治体の上に立つ方々は大変ですけれども、でもそういうことも理解をした上で、そんな会議の中で、例えば有事の際なんかには名簿なんて言ってられませんですよ。とにかく、もう助けなければいけないということになれば、もう登録してあるとかないとかという問題とはかけ離れて活動していく、支え合っていたきたいということです。

町は、そういう意味のことでは、当然のことながら支援をしていきますし、そのことに対して法律違反だ、そんなことは私はあんまり無意味な話だなというふうに思って折おります。どうぞそんなふうに、何かヒントを得ていただければなというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）今まで回答をいただいたことは、開示は難しいということですが、個人情報、保護条例の9条の3には、個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるときと、今町長がおっしゃったようにありますけれども、緊急時の場合が生じてからではどのように対応しどのように指導していくか、その取り扱いの厳重を周知すべきことであることはわかりますけれども、この緊急時にどのように対応をしていくか、そういうことを指導をしておいてほしいと思います。

つながりということで、町長のほうで、先ほど町民大会のふれあいと安心の町づくり、つながる支える地域の力、すばらしいテーマであったわけなんですけれども、これにつながっていくた

めには、やっぱりこの緊急時でも即動ける状態に地域の皆さんをしておかないと、町長のおっしゃったように、昔はこんなじゃなかったよねという状態が、今進みつつあります。大都会の中の一角となってしまうような形になるのではないかと心配している方もおります。

私の聞いているのは、そのような指導、だからその法律を全部だめですよ、開示されません、緊急時ですよといった、その緊急時に即動ける状態にしておかなければいけないと思うのですが、開示されないということで話はわかりますけれども、なるべく柔軟な対応が必要ではないかと思えます。

次に、社会福祉協議会に携わる社協の職員とか民生委員、介護にかかわる人には開示をされるかと思えます。これは、社会福祉協議会の福祉法人部門での認可した人、この人たちは社協の職員と同等として情報を開示できるということは、対応することはできないでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 暫時休憩とします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時43分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほど、民生委員、役場職員等への開示について話がありましたが、民生委員は国から委嘱を受けた方々であり、それから、社会福祉協議会は役場の職員ではございませんので、現実には適用されていないという、情報開示についての規制はされます。

ただ、先ほど議員さんもお承知のように、緊急の場合についてはこの法律の適用は除外されると書いてあるわけですから、そういうふうなものの解釈をしたい。

それから、役場の職員でありましても、この情報を保持しているのは町民課だけでございます。ほかにもいろんな情報があるんですけれども、それぞれの課で情報というものは守られていくのがすべてでございます。例えば、総務のほうへいくと、課税の問題なんかもありますから、そういうものも含めて、その課の中でしかだめですということです。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） 今社協のことは、福祉関係の面をお聞きしたかったわけでございますけれども、なかなか難しいようでございますので、震災でも、自助・共助・公助と言います。常に助け合うためにも、常日ごろの連携が大切であります。

要は、わからないのではなくて、わかっただけで、問い合わせに対しても、公開できる範囲は示していただく柔軟性も必要ではないかと思えますが、昨年の東日本大震災でも、緊急時の活動には若い消防団の皆さんが先導しておりましたけれども、先ほどの要支援者に対する消防団への台帳の公開、マップなどの対応、その関係はどのようになっておられるのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

消防団に対しての緊急時の対応マップはというご質問でございますけれども、先にお配りした要支援台帳、それからマップ等につきましては、町長のほうから申し上げたとおり、区长、部落長さん、民生児童委員さんということで、消防の関係についてはお出ししてないんですけれども、地域の自治、消防ということで、区、部落と一体となった形の中で動いていただきながら支援に当たっていただきたいという観点から、そちらのほうを共有していただきながら進めていただければということでご理解いただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）共有ということですが、まず動くのは、消防団員が先導かと思しますので、迅速な対応が可能な状態にしておいていただきたいと思います。

町長にお伺いいたします。

先日、報道に、ある会社で、昨年度から災害時に支援が必要な高齢者や災害のある皆さんの情報を管理できる市町村向けのシステムの販売が始まり、リストアップした要援護者の台帳には緊急連絡先、傷害の状況などのほか、自宅の寝室の位置や薬の保管場所といった具体的な情報も要援護者本人の申告で登録ができるということで、近隣の小諸市でも導入したとありましたけれども、当町は導入するお考えはございますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）今、ちょっとよその町村の話がされましたけれども、それも登録されているんですよ。ですから、要援護の方が登録されているんですよ。同意もらっているんですよ、その方。というのは、私どもの要援護者台帳も同じなんです。ですから、その分については、ほかの、今のソフトと同じように、登録をされている方については、もうむしろでき上がっているんですよ、私どもの町は。

問題は、今の議員さんが、先ほどから何度もお聞きしていますように、法の解釈だけの話をここで議論していても、答えは一向に進まないんですよ。ということで、昨年からの要援護支援台帳の作成をしていきましょうということで、民生から、いろんなところで議論をされながら、本当は3月に完成させたかったんですが、議論する中でなかなか完成できなかった、問題が多かったんです。同意もいただきながら、いわば登録できる方々の同意を得ながら進めてきて、7月だったでしょうか、だいぶおくれてしまったんですが、これならいいだろうということで、ようやく台帳ができ上がったという状況でございます。

先ほども申し上げましたように、ここから先は、やっぱり使う側が上手に使ってほしいということなんです。法律をぎりぎり解釈をして、同意までとって、一軒ずつ歩いていただいて、そうやって登録をしていただいた方々は問題はないんです。

でも、これも完成品じゃないって言っているんです。残りの何割の皆さんがなかなか首を縦に振ってくれない、いいいい、私はそこまでしなくてもいいよってと言われても、周辺から見ると必要じゃないかと。まさに、その必要だということに訪ねて行ったうちはそうなんです。でも、その回答がそういう回答だったと。残念なんですけれども、でもその部分のところは、いわゆる周辺のお役所の法律解釈のちょっと外れたところから上手にフォローしていただきたい、こ

れを部落長さんや民生児童委員の皆さんに言葉を添えながらお願いして、台帳を渡している現状でございます。

そのこともちょっとご理解をいただいて、既に立科町では、これも民間のシステムですよ。今度の要援護者台帳も民間のシステムを使った台帳でございます。

先ほどの質問の小諸市さんも、恐らく同じようなものだと思うんですけども、立科町ではまさにそれが今仕上がって、お渡しできたという状態だというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）今のこのシステムに入れますと、今のはパソコンですので、簡単に毎年更新ができるからというようなよいことが書いてありましたので、当町でも依頼をするのかどうかということ、今お聞きしたんです。

町長（小宮山和幸君）だから、もう既にでき上がっています。でき上がっているのが台帳です。

6番（田中三江君）そうですね。だから、他町村もそうだと思うんですよ。それを向こうへ預けて、それを毎年更新していくような状態にするような形だと私は判断したんですが、でも町長、でき上がっているから、これでよいということであれば、それでよろしいんですけどもね。次に入ります。

ひとり暮らしの高齢社会の到来は明らかでございます。地域の助け合い、支え合いが叫ばれている昨今、ボランティア活動の必要性、弱者対応事業に積極的にかかわりを推進する上で、この際、根本的に個人情報保護条例の改正について、改めて考えてみるお気持ちはございませんか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）条例の改正の前に、先ほどのシステムのことについて、ちょっと補足させていただきます。

先ほど、今、ちょっと気になる発言を聞いたんですが、その民間のシステムを導入して、そのデータを入れるのも民間にお任せするような話をされましたけれども、立科町では民間にそれは任せません。行政の中でやります。ということで、やっぱりすべて民間にその点を任せるのは、私はちょっとおかしいかなと、町でやるべきだなというふうに思っています。

条例の改正の質問でございますけれども、これは国や県の法令に合わせて、町の条例も施行されておりますので、そちらのほうの改正がない限り、ないということであれば、改正の必要はないというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）6番、田中三江君。

6番（田中三江君）個人情報の開示はマイナスになることもあるかもしれませんが、この時代の波に乗る変化とともに、住民サイドに立って改正する必要もあるのではないかなと、私は思います。

最後に、町長に関連でちょっとお聞きしたいんですけども、以前同僚議員が、立科町の安心・安全をさらに充実するためにと題して、個人の情報、名前やかかりつけ医、病気、薬、子供たちへの連絡先等を記した用紙を入れて保管しておく救急医療情報キットの配付について質問いたしましたけれども、個人情報の開示が難しいに尽きるのであれば、この救急医療情報キットを希

望者宅に配付をしてはいかがでしょうか。これも個人情報に記載されており、取り扱いの慎重な検討、対応が必要と、以前町長がお答えになっておられますけれども、災害支援援護者台帳に記されないお宅など、この救急医療情報キットの活用を勧めてみてはいかがでしょうか。

個人のお宅に置くということでございますので、情報の開示とは異なるわけでありましてけれども、隣の長和町、75歳以上の独居の方対象で配付をされましたけれども、夫婦2人でいても心配だと使用されている方もありまして、実際救急時に、先日前お伺いしましたら、活用されて、かかりつけの病院に搬送されたので助かったという方もおりました。

私の言いたいことは、個人情報の開示ができない現在のシステムにあって、町民がスムーズに物事が進められることと弱者への支援がスムーズにできることであります。先にも提案したとおり、他の法律とミックスしたり救急医療情報キットを活用したりなど、行政の前向きな対応姿勢をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） そのキットについてのご質問は、たしか榎本議員さんだったと思うんですが、ご提案をされました。私も、非常にそれについては関心がありますというご答弁をさせてもらう中で、この仕組みを行うためには、消防署の了解が得られなきゃだめです。立科町は、そのことについて、消防署のほうに申し入れをいたしました。川西消防署も理解を示してくれておりまして、ただ川西消防署は立科だけが行政の範囲じゃありませんので、その周辺のところもそうしたことの理解を得なければ、ちょっと公平性のようなものあるんでしょうね。そういうふうに、立科だけでもやってくれませんかという話もしているんですが、川西消防署も関心は持っております。大変重要なことだと。

それから、先ほども言うように、援護者台帳には登録はできねえと、できねえけれども、ここには入れとくわいって言うてくれてもいいんですよ、それで。それが、いわば周辺の支え合いの1つのものになるのかもしれない。

でも、そういうことは、救急車が来たときに、ここにあるよという、そういうものが消防署と行政、また町民の皆さんと共有しない限りはなかなかできないですから、現在は消防署も関心を持っていますので、いい方向に向けば、早々にもできるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、その万が一、有事の際ですので、先ほどの情報の開示だとか、そういう法律の論争をしている場合ではございませんので、この部分については、まさにその緊急時に値するというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 6番、田中三江君。

6番（田中三江君） まとめに入ります。

今後の弱者社会到来を見据えた上で、町民が支え合う社会建設こそ、自立の立科町に求められる、明るく活力を持たせた町になることと確信しております。ぜひとも町民の個人情報、ストレス、これを早期に解決する手だての確立を強く要望し、私の質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） これで、6番、田中三江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、榎本真弓君の一般質問を許します。

件名は 1. 通学路の安全対策は

2. 立科町の自然エネルギーの取り組みは

質問席から願います。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君）1番、榎本です。通告に従いまして、「通学路の安全対策は」について質問させていただきます。

今年におきまして、全国各地で児童の通学時間中に交通事故に巻き込まれる事故が相次いで起きました。通学児童に向かって突っ込んでくるといっても過言でない、大変悲惨な交通事故が起きています。4月23日、京都府亀岡市では集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り、3人が死亡、7人が重軽傷といういたましい事故が起きたことは皆さんも耳にされたことと思います。

さらにその4日後、千葉県館山市と愛知県岡崎市、5月には愛知県小牧市、大阪市の登下校中の児童が死傷する事故が立て続けに発生しています。

警視庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で2,485人にもものぼります。大変驚くべき数字だと思います。保護者にとっても無事に学校に着くか、また、学校から元気に帰ってくるか、心配は尽きないと思います。安心・安全なはずの通学路でこのような事故が起きている事実、心して受け止めなくてはならないと思います。

立科町におきましても、危険だと心配される箇所があります。緊急に見直さなければならぬと考えます。そこで、最初に質問しますが、全国で起きた事故の緊急対策として、文部科学省、国土交通省及び警視庁から、緊急合同総点検の通達がなされたことと思います。当然、すみやかに実施されたと思います。

点検に際しては、保護者、学校、教育委員会、警視庁との連携があつてのことと思いますが、その点検の結果、どのようであつたか、最初にお伺いいたします。

また、点検に際しては関係機関から数々の意見が出たかと思いますが、この緊急合同総点検の結果を、点検のための点検に終わらせないために、目に見える対策、迅速かつ計画的な実施を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）お答えいたします。

通学路の安全対策は、ということでございます。

町では、従前から地域や関係機関のご協力をいただきながら、通学路の安全確保につきましては取り組んでいるところでございますが、先ほどのご質問のように、今年の4月に京都府亀山市において10人が死傷するという大変痛ましい事故が発生いたしました。その後も、登下校中に同様な事件、事故が相次いだというようなことから、通学路の交通安全の確保を図るために、全国で通学路の緊急合同点検、こういったことを行うということになりました。

当町でも、去る8月8日に、佐久警察署、交通安全協会佐久建設事務所、PTA、そして役場の関係部署、これらの職員の合同で通学路の安全点検をしたところでございます。

そこで、この緊急点検の結果についてであります。危険箇所につきましては、事前に小学校のほうも点検をしております。そんな報告等もいただいておりますので、実際には22カ所について、現場において状況や、あるいはその危険の内容、こういったものを確認をしながら、どのような対策が有効か、そういったことにつきまして、それぞれの立場からのご意見をお聞きしながら検討を行ったところでございます。それぞれの箇所の内容については、個別には申し上げられませんけれども、対策内容によってはすぐに対策が講じられるものや、また道路改良、そういったものが伴うもの、そしてまた一定の期間を要するというようなものもありますし、また周囲に住宅等があるというような関係から有効な対策をすぐとるとするのは困難な事例、こんなようなものもありましたが、手のつけられるものから早急に対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 順々に対策をとられて、その結果、本当に目に見える、また子供さんたちの通学路が安全である、その安全の確保ができる対策を期待し、結果を待っております。

この安全対策でございますが、私、こちらの立科町に来ましてもう26年になりますが、当時小学校、中学校、これから統合保育園ということで、保育園は場所が変わりますが、小学校、中学校におきましてはその当時から今の場所にありました。当然、通学路も道路の道筋は変わらないかと思えます。ただし、その道路に隣接するもの、景観、年々変化するかと思えます。例えば、何もない場所、空き地だったところに新しく家が建ったり、植わっていた樹木がこの二十何年間において徐々に成長し、当然見通しが悪くなったり、状況は年々変わってまいります。

もともと立科町は、道路の道幅が広いとは言い切れないと思えます。そういった、決して広くない歩道も至るところにあるわけですが、当時から比べますと、交通量は数段に増えてきていると思えます。それらをすべて考えますと、通学路の安全点検、常時今まで教育委員会のほうでも、また現場のほうでもされているかと思えますけれども、今回の緊急点検はより一層緊急ということで対応されたかと思えますが、今後、どのような形でどういうふうにこの点検は継続されるものか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えいたします。

今後の継続的な点検はどうかということかと思いますが、これにつきましては、今回の点検をもとにこれから対策をしていくということになるんですけれども、その対策状況の確認をするとともに、これからも学校ですとか、あるいは地域、そしてまた関係機関と連携をしながら、随時安全対策を行い、危険箇所があれば、必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）そうしますと、この通学路の見直し、点検は、定期的な仕組みという形はとられないということで、その都度という解釈でよろしいでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）むしろ、年に1回というような定期的なものよりかも、必要に応じて、その都度見ていったほうが、よりその状況に則したというか、早い段階での対応ができるのかなというふうに考えておりますので、こまめに点検をしてみたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）再度伺わせていただきますが、この件に関してこまめというのと、まずどこがリーダーシップをとりますか。保護者でしょうか、学校でしょうか、教育委員会でしょうか。基本的に、その問題提起がなされなければ点検をしない、また見直さないということであれば、何も情報が入ってこないときには、そのまま流れていって、正直今まで何もなければ、1年、2年、やがて5年、10年という形で時は過ぎていくのではないかと思うのですが、やはり定期的な仕組みをつくるということで、改めてそこに関心が高まる。問題がなければ、正直この関心もやがて薄れてまいります。この定期的、なおかつその携わるときに、防災訓練と同じように、考える、関心を高めるという取り組みが必要ではないかと思いますが、あえてもう一度お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君）説明が不足していたかもしれませんが、現在も年に1回は通学路の見直しは行っております。これは、教育委員会もそうなんですけれども、地区のPTAさんですとか、あるいはまた児童会といいますか、子供さんの目線からもやっぱり見るということも必要ですので、そういったことを活用しながら行っております。

随時と申し上げましたのは、それ以外に必要な箇所があればということで申し上げたということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）理解いたしました。年に1回の定期点検、さらにそれ以外にこまめという、あわせた二重、三重の安全対策がとられることを期待いたします。

来年度、統合保育園が小学校近辺にできますが、この統合保育園、正直完成いたしますと、時間帯によっては、当然交通量が急激に増えることが予測されます。朝、正直、だれも忙しく、全く時間に余裕があるわけではありません。また、帰りも帰り支度で、夕飯の支度などあり、保護者の方も気ぜわしく動いております。あのあたりには、信号機や横断歩道、横断歩道はございますが、信号機また歩道の整備など、統合保育園付近、またさらに隣接する小学校付近の安全対策

はどのように検討されているのか、お伺いしたいところです。

この通学路に関しましては、学校、保護者、関係機関、またさらにそこに住まわれている地域住民の本当に前向きな応援、ご協力がなければ成り立つものではないと思います。今回、小学校を改めて見てまいりましたが、実はあの小学校と運動場の間、あちらはいまだに町道と聞いております。どう見ましても、あの場所は小学校の敷地というふうには私は見えるんですが、町道となりますと、当然一般道ですので、それを知らない方も入ってくる。今まで事故が、でも学校の先生にお伺いしたら、事故は過去にあったと聞いておりますが、その町道になっているところを、交通規制も難しいと思いますが、いまだにそのままというのはいかがなものかと思えます。

災害が起きたとき、子供たち一斉に出てきます。出てきましたときに、道路に出ることになります。道路を出て、それで運動場におりる、そういう行動をとらなければいけない、この辺の安全対策をどのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えいたします。

2件かと思いますが、現在保育園を建設中ということで、そこにまた交通量も増えてくるんじゃないかということがございます。これにつきましては、駐車場を設けるとか、あるいはまた地区の皆さんにご協力をいただくというようなことで、地域の皆さんとも話し合いをさせていただき、協力を求めたところがございますし、また学校にも、保護者などについてお願いをしていくというふうを考えております。

それから、学校の前の町道なんですけれども、確かにご指摘いただきますように、危険だということは承知はしておりますが、公道である以上、供用しなくてもいいというようなことにならなければ、なかなか改修ができないということになりますけれども、そういったところを、あの道路を利用する方々等とも十分協議をした中で、安全対策ということを理解をしていただければ、そういった方法も考えられるのかなというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） すべての生活道路におきまして、やはり地域の方のご理解、またご協力がなければ、当然成り立たないことと思えます。先ほどの生活道路、田んぼ、畑をされている方たちがあそこを通ることを、今まではされていたにもかかわらず、小学校が建ち上がったことで非常に動きが遠くなってしまったと、そういった犠牲を払ってでも町に学校としての提供をされたということは、私は本当に感謝感謝の思いであります。

ただし、今回、私は通学路という面から考えておりますので、また質問もしておりますので、申しわけございませんが、地域の方にはご協力いただいて、やはり小学校の前の道路というものは、当然小学校の敷地ととらえておりましたので、ここはこれから先、統合保育園ができるにあわせて、もう一度見直しをされるべきではないかと思えます。

また、保育園からの小学校への、予定されている保育園の敷地から小学校へ行く道路、この道路にあわせましても、側溝、水路が通っておりますので、そのあたりがすべてふたがない。当然、ふたがなければ、児童はそこを歩けませんので、または道路の中央を歩かなければいけない。

基本的に、あそこは交通量がほとんどないといったとしても、これから先の統合保育園にかかわるものは、当然抜け道になってくるかと思えます。地域の皆様からそういったご理解もいただかなければなり得ない交通安全でございますので、教育長におかれましても、ぜひ前向きに、またこの統合保育園はもう来年が完成予定になっておりますので、もう近々の課題ではないかと思えますので、お取り組みをよろしくお願い申し上げます。

通学路の安全確保についてなんですけど、通学路を表示する標識を適切な箇所に設置すること、場所や状況により交通規制を要請する。また、保護者、関係機関と情報交換をする。情報処理を円滑に行う体制を確立する。私の調べたところでは、この安全確保にはこの4点が必要不可欠かと思えます。

また、通学路の条件でありますけど、できるだけ歩道と車道の区別をつける。区別がない場合、交通量が少ない、幅が狭いなどのときは、児童・生徒が通行を確保できる状態にする。また、見通しの悪い危険箇所がないかどうか、横断箇所に起きましては、横断歩道、信号機の設置、警察官の誘導などが通学路の条件と、これも調べました結果、わかりました。

今回、私も通学路を質問するに当たって、いろんな関係の方にお話を聞きまして、改めて自分自身もドライバーという立場から、非常に注意をして通行しなければいけないと、再認識したところです。

ただし、立科町におきましては、ここが通学路だという場所が、ドライバーから見た場合、わからない。全国を見ましても、グリーンベルト、ここは通学路だという標識、いろんなところで時間の規制、またポールを設置がなされているかと思えますけど、立科町におきましては、そういった目に見えるものが、20何年、私の知っている限りでは変化はありません。そういった対策も今回の緊急合同点検の結果としてなされるのか、もう一度お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えいたします。

児童・生徒の安全をまず優先するということは必要でありますので、そういった点では、関係の皆さん方と連携をしながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

そのうち、今の標識の設置でありますとか、あるいは歩道でのグリーンベルト、こういったご提案もあつたんですけども、これは公安委員会との問題もありますので、その規制がされないと、やってもいいというようなものであれば可能かなと思えますけれども、これも十分そちらとも打ち合わせをしながら、できるものは考えていきたいなというふうに思っております。

それから、また歩道についても同様ですので、そんなふうにご理解をいただきたいと思えます。

ただ、単独で問題ないよというようなものは、できるだけ早めに検討してまいりたいなというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） では、粛々と進めていただいて、また来年4月、子供たちは入学が始まりますので、親御さんたちがより一層安心して子供を送れる、そういう体制づくりをよろしく願いいたします。

では、角度を変えまして、教育面からお伺いいたします。

学校での交通安全の指導、これは交通安全教室という、学校で指導なされているかと思います。では、保護者はどういうふうな形で子供たちに危険だということを知らせるものでありましようか。私、立科町の児童、大変素直で、大変よい子ばかりに感じておりますが、実は真っ直ぐなレールに乗っているときは、決して横道にそれないんですが、そのレールにひとたび石があった場合、その石をどける危険回避、その防犯能力というのが欠けているように思います。

それは、やはりこの立科町のよい環境で育ったからこそ培われてきたものでありますけれども、交通事故というのは、安全なところを歩いておりましても、せんだって京都、大阪、いろいろなところで起きました事故は、向こうから突っ込んできますので、これはよけようがございせんが、ここは危険だ、ここは危ない、自分でそこをよけるという危険回避能力というか防犯力、そういったものは育っていく上で、当然自分自身で守って、また培っていかねばいけないものと思います。

保護者の皆さんに対して、改めて我が子を守るという姿勢から、子供の防犯力を高めるという意味で、4月、入学した早々あたり、保育園のときもそうですが、ともに学校まで歩くなり通学路を通ってみるなり、やはりそういった期間を設けるのが適切ではないかと思えます。教育の面から、その辺はどのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） お答えいたします。

ふだんから交通安全につきましては、学校でも指導しております。また、保護者にもお願いをしているところであります。

ただ、今ご質問いただきましたように、子供たちの、その危険を回避する、そういった、いわゆる知恵といいますか、そういったことを身につけるということは、やはりこれは経験ということが大変大事かなというふうに思っています。そんな意味では、小学校でもできるだけ徒歩での通学ということを進めています。これは、通学を徒歩でやることによって、いろいろな状況の中を通るといような中では、危険である、ここは危ないと、そういったことも十分経験できるということでございます。

ただ、そうかといって、事故につながってはいけませんので、十分に保護者あるいは学校の指導のもとに、子供たちにもそういったことを踏まえながら通学をしていただければありがたいなというふうに思っていますが、いずれにしましても子供たちがそういったことを身につけただくためには、日ごろからの学校の指導あるいはまた保護者の指導、そしてまた地域の中で、通学あるいは下校の際に地域の方が見かけたら声をかけていただくというようなことも大変ありがたいのかなというふうに思っておりますので、いろんな方のご協力をいただきながら、安心・安全に通学できるような、そんな方策もまた考えていきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 通学路に関しましては、この辺で質問を終わりますが、やはり緊急に点検し、今関心が高い、この時期は皆さん、目がいきますので、さほど交通事故も起きないかと思えますが、

これはやがて風化してまいります。いろんな意味で、事が起きたときには、集中してその問題に取り組みますが、やがて風化します。そうならない仕組み、先ほど年に1回の安全交流というか、懇談をする、またそれに対する対応も随時とっていくと言われますが、これはきちんとした仕組みづくりをするべきだと思います。

先般、地下水保全条例で、正直、長野県で一番立科町は取り組んだということで、新聞にも報道されましたし、いろんな意味で最初に取り組む、その仕組みは全国公にとられているんですけども、その仕組みをきちんと保護者にも定期的に、わかっているためには、4月、5月、6月、この早い段階での必ずやるという仕組みづくりをするべきではないかと思えます。そういったこともあわせて、教育委員会のほう、または教育長、関係機関の皆様をお願いをすることであります。

子供たちの安全は、大人が守っていくしか道はありません。そのために、行政も粛々とそれに取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に移ります。立科町の自然エネルギーの取り組みはということです。

自然エネルギーについては、大変関心が高く、立科町でも太陽光発電設置に対して補助金を出すところまで、やっとたどり着きました。1件当たり補助は10万円が限度となっておりますが、このくらいの補助ではなかなか広まる場所ではないかと思えます。

けれど、自然エネルギーの協議は積極的になされなければならない時代になっていることは事実であります。立科町ではどのエネルギーが適しているのか、太陽光なのか小水力発電なのか風力なのかバイオなのか、現在何を協議されているか、最初にお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長、登壇の上、答弁願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

地球上に存在いたします私たちも含めまして、あらゆる生物においてはかけがえのない、この地球の環境、産業活動を支えている石油や石炭などの化石エネルギーの大量消費によって脅かされてきたのであります。特に、二酸化炭素の排出に起因をいたします地球温暖化の防止につきましては、国際的に大きな課題となっております。さらに、昨年発生をいたしました大震災によりまして原子力発電所の事故によりまして、今自然エネルギーの取り組みが注目をされているわけでありまして。

まず、太陽光、小水力、風力など、協議しているものはあるかとのご質問でございますけれども、現在自然エネルギーについて協議しているものはございません。今までに風力について調査をした経過はありますけれども、当町では風速が小さい地域が大部分でありまして、風力エネルギーを得るには適しておりませんでした。

また、小水力エネルギーについては、調査の結果でありますけれども、水路の通水期間が半年しかない、そういったようなことから事業ベースには乗らないと考えておりますが、例えば陣内森林公園内の水路を利用して、学習用の機材、あるいは小水力エネルギー啓発用としての設置は検討をしてみたいと考えております。

なお、太陽光につきましてですが、先ほどご指摘のように、本年度、住宅用の太陽光発電施設

設置費の補助に取り組んでまいりました。これは、町民の方が住宅に太陽光発電のシステムを新たに設置するのに要する経費に対し補助するものでございますけれども、7月より開始をいたしまして、既に23件の申請があり、本年度予算額の、予定額を終了している状態でございます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 国で2011年7月に自然エネルギー協議会という、自然エネルギーの普及と拡大を目的に設立されたものがあります。今年の4月5日の現在で、全国36の地方公共団体が会員として参加しておりまして、長野県は阿部知事が幹事という立場で役員になっておられます。県としましても、参加団体になっております。事務局長は、ソフトバンクの孫正義であります。民間と行政が一体となって取り組んでいる自然エネルギー協議会について、町長はどう思われるか、伺います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほどの続きで、自然エネルギー協議会についてのご質問でございますけれども、先ほど国においての設置のようにご発言なさっておりましたけれども、これは全国レベルの組織をお考えになったほうがよろしいかと思えます。

この自然エネルギー協議会でございますけれども、昨年7月に全国レベルの組織で自然エネルギーの必要性がこれまで以上に高まっているということで、これを受け、地方公共団体、これは県ですけれども、これを中心に、企業団体と連携することで自然エネルギーの普及・拡大を目指し設置されていると認識しております。

本年の4月になりまして、長野県を含め、36の自治体が参加していると聞いております。これは私の所感でございますけれども、国や県、またはこのような諸団体が自然エネルギーの普及・拡大に向けた政策の提言、国への政策の提言でございますけれども、それから情報の交換、そして情報の共有、これらを取り組みをしていくものと認識しております。

また、長野県の参加につきましては、県内に利用可能な多くの潜在エネルギーを有しているということの認識で参加したものと思っております。こうした知事の動きが、県内の自然エネルギーの導入に一刻も早く、広範にできることを、私自身は願っております。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 長野県は、今年を信州自然エネルギー元年と位置づけ、積極的に取り組みを始めたようであります。現在、県内に設置されている自然エネルギー発電施設の発電能力は77.5万kwで、県内で必要な電力の約26.5%を賅っています。その内訳は、太陽光発電が9.9万kw、小水力発電が67.4万kw、風力発電とバイオマス発電、合わせて0.2万kwであります。

そして、長野県は自然エネルギーの宝庫、先ほど町長もおっしゃられましたように、非常に自然エネルギーに最適な県であります。過去に最も電力が使われた瞬間を、理論上で計算しますと、100%県内産のエネルギーで賅える要素を持っていると言われております。

今、1村1エネルギープロジェクトとして、自然エネルギー信州ネットというものが、昨年7月に立ち上がりました。市民、NPO、企業、大学などと行政機関による官民共同のネットワー

クで、全県に広がりを見せています。先日、講演会とパネルディスカッションが行われまして、県知事もいらっしやっております、私も状況を伺ってまいりました。

もう1つ、県では自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業という事業の補助をしています。今年度は、この事業に対して11市町村が採択されました。当然、これは情報公開がされておりますので、ご存じかと思いますが、例えば泰阜村では、事業名は公園内の人工滝を利用した小水力発電と観光町づくりと銘打っております。補助金の要望額は134万円であります。南木曾町におきましては、バイオマス、燃料製造可能性調査であります。これには100万円の要望額。また、高山村では、村内の小水力発電可能性調査及び地域住民参加型の事業化の検討、これも100万円の要望額が出ております。

今年度、2回目となっておりますが、調査であれ町づくりであれ、基本こういった県の事業に対して手を挙げて、さらなる立科町の自然エネルギーの取り組みを進めるべきと考えますが、町長はそこをどうお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今、いろんなタイプがありますけれども、新エネルギーについての調査ですか、そういった研究をする考えがあるかということでございますけれども、立科町の取り組みは非常に早いです。早かったです。ご承知の方もいらっしやると思いますが、新エネルギーの調査というのは、立科町は既に平成14年に行っているんです。これに基づいて、町内至るところを調査しました。風力発電が山の、八子ヶ峰だったでしょうか、それから水力発電が、小水力ですけれども、雨境付近とか、それから今の陣内の周辺、それからいろんな小水力と言われる用水を使ったもの、それからバイオマス、要するに森林が多いですから、その間伐材を使ったバイオマスですとか、畜産業が盛んだということで、その堆肥を使った、メタンガスを使うバイオとか、そういったものを調査されたものが平成14年だったんです。

これは、今、昨今のような原子力発電所の事故に伴う電力需給の問題についての発想ではなくて、当時から、この立科町はそうした新エネルギーというものに対しては早い時期から目をつけていたことは事実であると思うんです。

ただ、その経過でございます。当時、私も委員をやっていたから、その記憶の中でお話しさせていただきますと、調査期間はちょっとうっかり忘れまして。その中で、風力については、一部可能なところは、八子ヶ峰があったんですけれども、そこは国定公園ということでだめでした。それから、小水力については、先ほども少し触れましたけれども、雨境周辺に落差100mの水路があるんですが、これは落差は申し分なくて、水量も申し分ないんですが、これは通水期間が夏だけです。春から夏にかけてだけということで、通年の通水はしてないもんですから、これも事業用には不可能。それから、陣内周辺の話はさせてもらいますが、これは小水力といいましても、水量があれだけの量ですので、新聞に出していただく程度の理科の実験の程度、それから啓発程度のもものは可能ですが、これは事業用として成り立つようなものはなかったようです。それから、今は少し間伐の持ち出しの費用が見れる部分もあるんですが、バイオをやる場合にペレットをつくらなければいけないんですが、この問題につきましては、搬出費用が非常に膨大にか

かることと、イニシャル、要するに装置が非常に高いということで、事業的に考えるのも、これもまた難しいという結論だったと記憶しております。

そんなことで、再度の調査が必要だという部分に至れば、再度調査するんですけども、当時、14年ですか、新エネルギーの調査ということで、全国の先進地も視察しながら調査した結果は、今の言うように、あまり効果の上がるエネルギーは見当たらなかったということですね。

今後、売電ということができるようになりましたから、そのあたりのところで、これからどの程度のものできるかということは非常に注目はしているところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 町長は、再三事業ベースに乗らないというお話をされるんですが、それは当然、財政を預かる身として当たり前のことだと思いますが、この自然エネルギーの取り組みというものは、決して事業ベースだけで考えられるものではないかと思います。

今回、先ほど23件の皆様の応募があり、200万の予算を使い切ったお話、報告がされましたけれども、23件の皆様は、我が家の資産で自然エネルギーに取り組もうという、当然ご自分の資産をそこへ持ち出して取り組まれて、結果あまり高い補助金にはなりませんけれども、これからの地球を守るという意味合いで投資をされたわけです。それを考えますと、すべてを事業ベースで考えるというものでもないかと思います。

自然エネルギーの事業というのは、長野県は最適ということは、もう十分ご存じでありますので、特に立科町、また観光地であります白樺高原は晴天率80%とPRしているわけです。ならば、やはりそこに太陽光が一番適しておりますでしょうか。正直、平成14年の調査のときよりも、コストは安くなっていると思います。この見切りですね。コストと事業ベースに乗るかどうかの、この見切りをどこでつけるか、やはり立科町のイメージ、ブランド、すべてがそこにつながってくるのではないかと思います。やはり、環境に熱心な町、そういった姿勢を立科町が発信するべきではないかと思います。

企業も、当然、今、社会的責任がありますので、たとえ事業ベースに乗らなくても、地域のためによかれということを積極的にやっております。地域は、そこで自信が持てます。自慢ができます。立科町はこんなに自然エネルギーに取り組んでいるんだと、我が町を見てごらんという逆発信が町民からおのずと出てきます。それを考えますと、先ほどの23件のお宅の皆さんは積極的にそこへ取り組んでくださった、その補助をこれから先も継続、なおかつ拡大をして、応援するというのが行政の姿勢ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） この太陽光発電の補助につきましては、私自身は非常に悩んだ結果、ようやくあります。これは、非常に私たちの町の現実をよく認識していただくことになるかと思うんで、していただかなきゃいけないと思うんですが、立科町の自立をしていくためのものは、非常にその簡単ではございません。自立するためにしていくために何が一番必要か、これは榎本議員さんも承知でお話をされると思いますけれども、自立を、すなわち財政の健全です。これなくして、自立はないわけです。これを、立科町の自立をなくしたら、町のイメージなんかは全然違います

よ。太陽光の自然に対するイメージとは比較にはなりません。

私自身が、この任期を行っている間の中で一番の課題として取り上げてきたの、財政の再建であります。これは自立していくために、ぜひ必要だという認識からでございますけれども、そういう中で財政の出動については、どうしてもこうした太陽光発電のような、それは太陽光発電ばかりじゃなくて、自然エネルギーもそうですが、町が行うということになれば、既に国も売電、要するに買い取りを決めたわけですから、そうしたことの中で、事業的に最低でもプラスマイナスゼロでない事業を執行する気はないんです。それ以上の負担は、町民の皆様方から電気量以外にもいただくということになるんです。町民の皆さんに直接負担をしていただくという問題については、非常にシビアに考えなきゃいけないなというふうに思っていました。

それから、太陽光発電の補助についても、非常に悩んだお話をさせてもらって、今回に至ったわけですが、その理由は、例えば町民の皆さんの中でも太陽光発電を屋根に載せてやろうじゃないかという方々は、ある程度財政的に裕福というか、ある程度余裕がないとできませんよね。その人たちに補助金をくれることになるんです。補助金を出すことになるんです。立科町には弱い方もいっぱいいたり、してやらなきゃいけない人たちもいっぱいいらっしゃるのに、これにも出さなくちゃいけないという、ここの部分は非常に悩むんです。その上で、今回踏み切ったというのは、国も電力の買い取りをした。買取制度を、法令をつくって、7月から開始ですよ。そういう国の流れ。

そして、もう1つは、投資するというふうに言うんですけども、耐用年数というのがあるんです。10年くらいって、ずっと言われていまして、今は現実には15から20近くになってきたんですが、今までは10年、今でも表示しているのは10年です。10年で、10万の補助金はともかくとしても、実際に1軒で投資をする額は200万から300万ですよ。それを10年で耐用年数と言われたら、これを補助してやるといっても、お勧めするのは、非常にちょっとあまり得な話じゃありません。

ただ、そこに国が買い取り制度を設けましたので、今回は、ですから今の榎本議員さんのおっしゃるように、イメージも大切ですし、随分いろんな方が検討されているお話も聞きましたから、補助の額に限度を定めて補助することにしたわけです。正直いって、その地域ですとか町のイメージには、非常にその意識はするんですが、もうちょっと大きな部分のところを考えると、私はいろんな判断をさせてもらっているつもりではおります。

ですから、今回の補助を拡大するかどうかについては、また議員の皆さんにも議論していただかなきゃなりませんけれども、今のところは200万という枠を決めさせてもらいましたので、ようやく200万の余裕が出たというふうに私は理解をして進めてまいりました。よろしく、どうぞお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）自然エネルギーについては、もうこれはこれから先は切っても切れない、もう常に考えていかなければいけない問題ですが、公共の建物を検討されてますでしょうか。町民に対する補助は200万が限界、限度というふうに伺いましたが、これから建つもの、すべてに対するお

考えをお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 公共施設、町の建物につきましては、これは節約できるんです。要するに、この町の施設すべて、町民の皆さんの負担で賄うわけですから、ここの部分の経費削減をしなきゃいけないというのは、もういつも頭にありますので、町の屋根を利用しての太陽光発電等には検討したいと思って、考えております。

ただ、これも設置するには膨大なお金が、やっぱりかかるんですよ。将来にわたっての、そのランニングコストも計算してどうだという話もあるんですが、現実にはまだその補助といいますか、そういったところがいい部分に当たってないもんですから、進むぐあいはちょっと鈍いと思うんですけども、いずれにしてもそのことは常に考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 最近知り得た情報をお教えします。お話しします。

実は、東京に六本木ヒルズがございますが、この六本木ヒルズのビルは自家発電のビルであります。当然、自家発電をしておりますので、東電、東京電力はバックアップ機能として保証金を払っているようです。正直、皮肉なことですが、今回、3月の震災が、東電が全く機能しませんでしたので、この六本木ヒルズから売電をしたと聞いております。この六本木ヒルズは、24時間停電をしないという信頼、安心で、世界の企業、海外の企業がここへ構えているようです。基本的に、家賃、大変高いと聞いておりますが、それにもかえがたいセキュリティ、安心がそこにはあるということです。ですので、高い、その付加価値のところに安心・安全というものがくっついていていると思います。私は、この前向きな考え方が非常に驚きましたし、その東京都内においてこういった自家発電のビルがあるということを知って、大変びっくりしたところであります。

1村1自然エネルギーというところから考えますと、立科町は何が自然エネルギーが最適かということ、やはりこれからもっともっと議論をされて、払わなければいけない電力ならば、先に前倒しすれば、その分節約につながるのではないかと考えますので、お願いいたします。

やはり、官民一体となって取り組むのが、これからはもう自然エネルギーだと思います。昨日の市川監査委員さんからのご意見もありました。将来的に自然エネルギーの活用も検討するべしとご指摘をいただいておりますので、やはり立科町のイメージアップにつながるものであるならば、それも地下水保全条例と同じように、どうせやるなら早く、同じやるのであれば、やはりその結果は早く出したほうが効果的であります。

先ほどの町長の調査は14年です。14年で、今補助があるのは24年、およそ10年のスパンがかかっているわけですが、もっと早く取り組んでいれば、多少の人口増にもつながったかもしれない。これは私の考えでありますけれども、やはり今後の取り組みをスピーディに、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（滝沢寿美雄君） これで、1番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は1時30分からです。

(午後 0 時09分 休憩)

(午後 1 時30分 再開)

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、2番、森本信明君の発言を許します。

- 件名は
1. 健康づくりの推進と充実、保健医療体制の整備について
 2. 環境保全にかかわる条例等の整備・制定について
 3. 町政運営にあたっての個別計画について

質問席から願います。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本信明君）2番、森本です。

最初に、健康づくりの推進と充実、保健医療の整備について、町民が快適に暮らせる町づくりを推進する中で、町民の心身の健康づくり事業の現状はどのような状況にあるのでしょうか。立科町長期振興計画の後期基本計画、健康で心の通う福祉社会づくりの中では、健康づくりの推進と充実、保健医療体制の整備と掲げられています。また、個別計画として、立科町健康増進計画、平成18年から平成22年度を当てられています。ついては、健康づくりの推進と充実、保健医療の整備について、次の事項等について答弁を求めます。

1つ、健康づくりの推進と充実について、①平成23年度の各種施策の実績（成果）と課題は。2つ目、保健医療体制の整備について。1つ、地域医療と連携した取り組みの実績（成果）と課題、2つ目は佐久総合病院の佐久医療センター建設に関わる建設費に関して、総合の公的支援・広域連合・自治体等の負担額は。3つ目、立科町増進計画について。

以上、1つについて答弁をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君）ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君）お答えします。

健康づくりの推進と充実、保健医療体制の整備についてのご質問でございます。

健康の維持増進は、私も充実をさせたい施策にも掲げてございまして、住みよい町づくりで、福祉施策の大きな柱でございます。また、健康で暮らせることによりまして、将来的医療費の削減効果も期待できるわけでありまして、平成20年度からは、町が保険者として、特定健診。特定保健指導を義務づけられまして、特に受診率につきましては65%を目標に、これからは特定健診の受診者の拡大を図っていくことが求められており、大きな当面の課題と考えております。

医療体制の整備につきましては、ご質問の佐久総合病院につきましては、佐久圏域、また上田圏域の中でも、整備につきましては積極的に議論されております。詳細につきましては、後ほど担当のほうからお話しさせていただきますけれども、当面、当町におきまして喫緊の課題ととらえておりますのは、私自身にとりましては、当町に一番近く、関係も深い川西日赤であろうとい

うふうに考えておりますので、この点については私のほうから少しお話をさせていただきたいと思っております。

もちろん、佐久総合病院での高度医療も大切なことでございますけれども、町も負担を担い、建設をされております。川西日赤病院では、地域医療を担ってきた歴史もございますし、近年は経営が厳しく、財政難が続いておりまして、地域住民にその存続の不安が広がっております。川西健康保険施設組合におきましても、このことに重大な関心を持ち、ぜひ存続の方途を探ってまいりたいと考えております。

健康増進計画につきましては、健康で心豊かに生活できる活力の町の実現に向けた長期振興計画に沿い、進めてまいりたいと考えております。

それぞれの詳細につきましては、担当のほうから細かく説明させていただきますので、お願いいたします。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

健康づくりの推進と充実について、平成23年度の各種施策の実績と課題についてはというご質問でございますけれども、平成23年度の立科町一般会計主要施策の実績報告書の4、衛生費の中に健診等の実績と受診者数、予防接種者延べ人数を記載してございます。参考までにごらんいただきたいと思っております。

町が取り組む保健事業は、平成20年度より、特定健診、特定保健指導等が義務づけられており、国民健康保険の保険者としての保健事業も担っております。

まず、健康問題として、健康課題として、第1に挙げられるのが、死亡原因の第1位となるがん予防対策です。特に、64歳以下の壮年期の死亡原因の中では、半数以上を占めており、早期発見のための各種健診を実施し、受診の呼びかけや予防啓発を実施しております。

近年の受診状況には大きな変動はございませんが、受診者の固定化が見られることから、平成21年度からはがん検診推進事業として、乳房検診、子宮がん検診、平成23年度から大腸がん検診を加えて、無料クーポン券、がん予防の冊子の配布を実施し、これまでがん検診を受けたことがない方にも受診いただけるよう、努めております。

また、子宮頸がんワクチン予防接種については、対象年齢の拡大や無料化したことで接種率が高まりました。今後も新たな健診方法を含め、効率的な事業の実施に努めてまいります。

第2の課題として挙げられますのが、脳血管疾患を初めとする生活習慣病対策です。現在は、メタボリックシンドロームに着目した健診や保健指導が義務づけられ、立科町におきましても、国民健康被保険者の方を中心とした事業を実施しております。死亡率が高いと言われる脳血管疾患は、後遺症を併発しやすく、医療費にも大きく影響することから、メタボリック予防を含む予防対策が必要となっております。

第3に、社会構造の変化に伴う心の健康対策が重要となっております。自殺予防や精神障害について理解を深め、安心して暮らせるよう、訪問相談等の支援を提供しております。

また、母子保健対策としては、親子が健全に育つための健診や育児教室、育児相談を開催しております。

次に、保健医療体制の整備についてお答えいたします。

地域医療と連携した平成 23 年度の取り組みや実績であります。1つ目は、佐久広域連合で病院の輪番制、病院運営費について補助を行っています。これは、休日・夜間における入院治療や救急医療などを確保するため、病院が行う病院群輪番制病院運営費について補助をするものであります。この補助につきましては、平成 23 年度では、佐久広域連合全体の 4.8%に当たる 156 万円を立科町が負担しております。

2つ目は、在宅当番医制事業で、救急当番医の制度です。休日の診療を行う在宅当番医制事業等を、小諸北佐久地区協議会に委託しております。

3つ目は、川西保健衛生施設組合で、川西赤十字病院の病院建物増改築や設備設置事業等の施設費の元利償還金に対し補助を行っており、平成 23 年度は川西保険衛生施設組合全体の 22%に当たる 430 万 2,000 円を負担しております。

次に、佐久総合病院、佐久医療センター建設にかかわる建設費、その後の公的支援や広域連合・自治体等の負担額等について説明いたします。

現在、佐久医療センターは、佐久市中込地籍に建設されております。第 3 次医療、高度専門医療を行う地域の救急救命等の中核をなす医療機関となる予定です。事業費のうち、佐久広域連合と佐久市で、20 億円をそれぞれ、公的支援することになっており、佐久広域連合分の 20 億円については、建物建設費を含む施設整備費に 10 億円、医療器機整備費に 10 億円を、補助金交付要綱に基づき支援する予定でございます。

なお、上田地域での財政支援が検討されていますので、財政支援が決定されれば、この負担額は減ることになるかと思えます。

次に、立科町健康増進計画であります。平均寿命の急速な伸びや高齢化の進行に伴う要介護者の増加、さらにはがんや生活習慣病による死亡者の増加を背景に、国においては、平成 12 年、21 世紀における国民の健康づくり運動、健康日本 21 の方針が示され、当町においても健康で心豊かに生活、活力ある町を実現するため、第 4 次長期振興計画に基づき、平成 18 年から 22 年度の健康増進計画として、生活習慣病の一次予防を推進し、健康で明るく生活できる健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少、生活の質の向上等を目指し、策定いたしました。

この計画は、特定健診、特定健康審査等の実施計画と健康増進計画を一体的に策定したもので、さらなる実行体制を充実させるために評価、検証する中で、そのまま 23 年度も流用したものです。

また、今年度は特定健康審査等、実施計画の見直しと、本年 7 月に示された国の第 2 次国民健康づくり運動指針に合わせて、内容の見直しを行うよう、進めておるところでございます。

さらに、平成 17 年には食育基本法、平成 18 年には自殺対策基本法、平成 19 年にはがん対策基本法など、健康づくりに関連する法律が施行され、施策の推進が求められていることから、食育、がん予防、自殺対策などの施策の充実を図っていく予定でございます。よろしく願いいた

します。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）まず、事務的な、課長のほうから答弁があったことについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

実績の中では、保健各種健診事業ということで、何人受けておるかというのは、細かにあるわけですが、先ほど町長の答弁の中にも、受診率とか、こういう各種健診事業について、受診率を65%の目標にしているということで、答弁がありました。

なおかつ、この中で、それぞれ人員的なものが掲げていますけれども、この人員そのものが対象者に対して何%ぐらい、先ほど町長の答弁は目標が65%、実質的に、この実績報告書の中に人員が載っかっているわけですが、それら対象者に対して受診をした方の、この受診率というか、その辺のところをお願いをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

受診率の関係でございますけれども、本年度集団健診と個別健診があるわけですが、このごろ、7月2日から7月8日まで、11日間、町で健診した結果について申し上げさせていただきましても、特定健診の実施者につきまして、529名の方が申し込みがございまして、それで491名の方が受診されたということで、状況につきましては40%ぐらいということでございますけれども、今後におきまして、個別健診等も含めた形の中で、また受診率等も若干上がるのかなという状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）対象者の受診をするということが、確実に啓発活動なり、それから町としての対象者への通知、周知徹底が図られるというか、ということになるかと思うんですが、先ほど、確認しますが、特定健診において529人で、受診者が491名、受診率が40%という回答でしたが、これでいくと529人に対して491では、約8割ぐらいが受診をされるということになるかと思うんですが、その40%という数字はどこの数字でしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

先ほど申し上げた数字につきましては、申し込み者に対しての率でご報告させていただいたわけですが、実際には、国保だけじゃなくして、いろんな年齢の方等、あるいはほかの保険に入っている方もおいでになりますもんで、ここで数字ということの、40%ということにつきましては、全体の目標に対して40%ということをお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）そうすると、今目標数値、まずは町長がご答弁された65%、実質的に40%ということですから、目標に対してもかなりの差が出るし、それから対象者に対しても非常に低い数字が出ているということですね。その状況というのは、どういうところから受診率が下がっているかということになるかと思うんです。

まず、町で取り組まれている、その予防とか、そういう受診の報告とかについては、それぞれ各個ファイルがされていて、立科町の健康カレンダー、24年度ですと、配布がされていたり、またホームページでは、健康カレンダーで特定健診から始まって、各多くの項目が掲載をされている状況にあります。やはり、その辺のところ、この配られた日程とか健診内容等が十分対象者が理解されているかどうか、このことが大きくかわりあるのか、また現在の健康状況が非常に健康であって、受診に値するような状況に、本人自身がそう思われているのか、その辺のところについて、受診率が低くなっている状況についてどうとらえられているか、ご答弁願います。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

この受診率、町長が申し上げました65%の数字につきましては、国の基準、国の目標ということの数字で申し上げてございます。

結果として40%ぐらいになっているという状況についてでございますけれども、健診に当たっての対象者に対する広報等につきましては、広報とか有線とか、あらゆる媒体を使ってやっておるわけでございます、また特に終わった後の反省会の中でも、話の中に出たことなんですけれども、当町は、実際に1カ所でやっておる中で、なかなか高齢者の方とかおいでいただきづらいという部分もございまして、その点、事務局のほうで送迎的なことをやったりしながら、できるだけ受診を多くしていただくというような方策も加えてやった結果の数字でございますけれども、今後においてもっといろんな広報等をしながら、受診率の向上に向けて努めていければというような反省点も踏まえまして、ご報告させていただきます。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）それと、やっぱり健康を守っていくということで、町民課だけでなく、役場の、それらの保健事業を支える組織があるかどうかと思うんです。1つとすれば、保健指導員ですか、各地区に委嘱をされている委員の方々、この方も通じて保健指導に当たられていると思うんですが、その保健指導委員会等についても、支えている組織がどういうものがあって、それはどういう働きをしているか、お聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

各種健診等の実施を行うに当たっては、やはり行政だけではなかなか周知できなかった部分、あるいは健診率等の向上に向けて伸びない部分もありますけれども、当町におきましては、保健師さん等を通じて、対象となる皆様方にお声がけいただいたりとか、そういったことも加えながら、実際には健診を臨んでいただきたいというようなことも踏まえて、やっております。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）それと、保健事業だけでなく、各種多様な事業がある中で、町としても、町の施策とか、それから現状、実情、こういうものについて、町民の皆さんに多くを知っていただくということで、出前講座ということで町民の理解を求めたり、伝達事項として出前講座があるわけですが、今回この中では、健康な町づくりのためにということで、町民課環境保健係が担当す

る今回の質問事項にかかわる部分で出前講座があるわけですがけれども、その辺の町民、各種団体の利用状況というのは、どんな状況でしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

この出前講座ということをおっしゃられたわけですがけれども、うちの町の特徴として、予防的な部分ということで、包括支援センターが中心となって健康のための講座等を開きながら、あわせてこういった特定健診に結びつける話も加味しながら進めておるといような状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）いずれにしても、受診率を高めて、やはり予防に心がけ、保険的財政も、医療費がかからないような施策というものを考えていかなきゃならないということになろうかと思うんですね。

当面、町としても、保健センターとか、そういう保健事業にかかわる施設の利用状況とか、それから出前講座、それから健康カレンダーなど、またその時々、立科町国民健康保険で信濃の地域医療とか、こういう文章を通じて多くの啓発活動なり呼びかけとか、こういうものがされているというふうに思うんですが、実質的に受診率が上がらなかつたり、このことは残念なことだと思うんです。このことを、やはりもう一度、担当課におかれては検討されて、受診率が高まる、予防に尽くすような状況づくりをしていただきたいと思います、というふうに考えております。

続きまして、前回、私の質疑の中で、予算編成時期ですか、佐久医療センター事業の24年度予算説明会のときに、この医療センターの事業費にかかわる部分がどうなのかということで質疑をさせていただき、また町長のほうからも説明があったんですが、最終的な確認をもう一度させていただきますが、総事業費については225億で、自主財源については125億円、公的財源が80億円。公的財源の内訳については、県・国の補助が40億、約2分の1、それから佐久市、佐久広域連合、11市町村で40億というふうにお聞きをしたんですが、先ほど20億円というように話が数字的に出されたんですが、その辺のところの違いはどうか。施設で10億、それから医療で10億と、というふうに答弁がありました。

そして、立科町の負担金が、おおむね、全体では9億円ぐらいにはなるんじゃないかと。なおかつ、その1億円の分担割合、均等割が20%、それから人口割が80%というように答弁がありました。また、他の上小広域連合への要請ということでしていくということで、それが約7億円ぐらいにはなるんじゃないかと、数字的に、こんなような答弁がされているわけです。

先ほど、町民課長の答弁の中では、その佐久広域連合の11市町村の、この20億、当初40億という数字と20億の違いはどこにあるのか。

それから、上小広域連合への要請が、まだきつと決まってないと、このような状況です。ということで、当然広域的な佐久医療センターという、この上小、佐久、全県的なものも抱えている中で、上小広域連合の考え方がどういうふうな考え方であるのか、また状況がどうなのかということでおわかりになれば、ご答弁をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

40 億円という言葉の中では、40 億円を事業主体と厚生連と県でということ、残りの 40 億円を、佐久市と佐久広域連合で 20 億円ずつ財政支援するという計画になっておるといことでございます。

2 番（森本信明君）もう一度確認しますが、佐久市と佐久広域連合 11 市町村での額が 20 億と 40 億と。

町民課長（羽場幸春君）40 億ということですよ。

議長（滝沢寿美雄君）2 番、森本信明君。

2 番（森本信明君）改めて、また確認をさせていただきますが、課長の答弁の中で、20 億という数字が出たんですが、この 20 億というのはどういう数字でしょうか。佐久と佐久広域連合、11 市町村で 40 億ですよ。その後、また 20 億という数字が出るということは。上小連合の関係、対応とか、これを含めて、町長のほうでご答弁をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）お答えします。

今、町民課長が言いましたように、80 億のうちの 40 が、その佐久市と佐久広域連合で負担しようということですよ。そのうちの佐久市が 20 億、残りの 20 億は佐久市も含めた 11 市町村で出そうということですよ。ですから、佐久市は単独でも出す、広域連合の負担割合でも出しますよと、こういうことですよ。ですから、その分で行くと、立科は佐久市も含めた 11 市町村の中の部分だから、大体 10%ぐらい、1 億ぐらいだろうという、想像でございます。

それから、佐久広域については、正式に上田連合長のほうに佐久の連合長が申し込んだのがちょっと時間的なラグがあって、上田広域の連合長からは正式な回答はまだないです。

ただ、その 7 億という想像をしているのは、これはどういうふうに言っているんですか、上田の方面から受診をしている方々の比率を見て、このくらいどうだいという、そんな水を流しているようなものでして、実際にそのことと、根拠として、上田広域連合がこちらの思っているような 7 億というものを出せるかどうかというのは、今議論している最中で、回答はまだいただけないです。それがどのくらいの数字になるかによりまして、実はこの残りの佐久圏域で持つ 20 億についても、立科が負担することについても変動されるということ、少なれば増えることはないか、今の状態はね。たくさん出してくれば少なくなっていくということですよ。

それから、先ほどちょっと 20 億の使い道についてお話したのが、ちょっと混同しているかと思うんですけども、佐久広域連合の出す 20 億についての内訳も必要だろうということ、その 20 億については、10 億を施設整備費に使ってくださいと、残りの 10 億については、医療器機整備に 10 億円を補助金交付要綱に基づいて補助をしていこうという、広域連合の考え方を示したということでございます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）2 番、森本信明君。

2 番（森本信明君）最終的には、上小の広域連合の、この出し分というか、このことが決まらなければ、最終的な立科町の出し分という、広域連合、11 市町村の額が決まってこないということ、了解

をいたします。

先ほどの答弁の中にもありましたが、近隣の立科町においては個人医院、あとは歯科医院とか、いろんなものがあつたりして、総合的な病院というのはないわけですね。当然、今の個人医院の皆さん方については、町の保健事業にも携わっていただいたりして、多くの医療活動、保健事業に携わっていることについては感謝するところであります。

特に、先ほど川西の赤十字病院、日赤の病院問題について、経営が困難だというようなことで、これは考えていきたいと。だいぶ前ですか、川西の赤十字の経営問題について、先輩議員も質問をしているようであります。その後、今答弁がされた状況からいくと、まだまだ改善がされているかどうか、今もわかりませんが、非常に町としても考えていかなきゃならないというような実情だと思うんです。

改めて、病院に対する施設内容、それから経営内容、ひいては財政の支援的な要素、こういうものが川西赤十字病院のほうから具体的に要請があつたりされているのか、このことをまずお聞きをいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 川西病院、大変重要な問題ですので、もうこれは過去、議員さん、何人かも質問をされて、私自身、川西保健衛生施設組合の組合長も兼務しているということで、非常に関心が高いです。

立科町、それから旧佐久市の旧望月町、浅科、それから北御牧が主で、大体そういった施設組合に入っているんですけども、その中でもいろんな、川西議会でも議論されて、何とかしたい、何とかならねえもんかというようなことを議論されてきた経過が、もうかなり長いんです。それは、川西日赤の経営状況が非常に厳しい。病院側に言わせれば、患者さんの数が少ねえとかってなっちゃうんですけども、でもそれにはお医者さんも充実させなきゃいけないし、医療の難易度といえますか、高度医療も欲しいし、いろんな要素はあるんですけども、現実には今の川西日赤で改善をして、存続していくのが一番いいわけですね。

そうした場合に、今までの川西日赤の運営というのは、毎年赤字が5000万ぐらい続いて、累積がかなり大きいんです。日赤、日本赤十字の組織の中でも、管理団体といいましょうか、ややもすると統合されてしまうんだと、統廃合の対象になってしまうんだというような時期もあつて、非常に組合としても、私たち自治体としても存続していただきたいということで、いろんな話をしていましたけど、経営実態は、私どもがするわけじゃなくて、病院そのものがするわけで、この経営改善については再三お願いしているんですけども、なかなか一向に改善をしない状態が、今続いているというのが現実です。

そこで、最後の全協のときにお話ししなきゃいけないと思って、準備はしているんですけども、川西保健衛生事務組合のほうに川西日赤病院から要請書といったか要望書といったか、いわば要望書が届いております。それについて、今度の7日ですか、明日、川西保健衛生組合の全員協議会を開いて、その問題について話し合おうとしております。

その内容を、まだこの議会より早いんですけども、若干触れさせてもらいますと、要は財政支

援も頼むと、そうすれば何とかこの存続する方向に流れていくんだらうということの要望の内容です。それを踏まえて、明日会議を開いて、その中で、さらに今度は各構成する市町のほうに要請を組合からしていくという流れがこれからでき上がってまいるようです。

その中で、水面下の話の中では、それぞれの首長、自治体においてはそれもやむを得ないだらうと、地域の医療を支えていく、一番身近な病院だということの位置づけをもって、それもいいだらうというふうな方向になってはいますが、あとは一部事務組合ですので、そのこの議会の考え方と、そして各構成市町の議会でもたお願いをしなきゃいけないということもありますので、慎重に進めております。そんな中で、いずれにしても明日の川西の議会の全協を済ませて、それから改めて町の議会のほうに報告と提案をさせていただきたいというふうに思っています。

いろんな国の政策も、随分変わってきたというのが大きな要素でございます。詳細につきましては、そちらのほうでのお話にさせていただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） もう1つ、今小諸で、厚生病院の移転問題がかなりされていて、直接的に移転をするかどうかということは小諸市が考えることであって、私どもではないんです。今までの経過の中で、佐久総合医療センターも佐久連合の中で補助をしていこうと、市町村で各自自治体も申し合わせし、また日赤についても存続させなきゃいけないというような問題で検討をされているということですが、財政支援を含めてですね。

厚生病院問題については、当然立科町からも患者さんが病院に受診をされている状況があるらうかと思うんですよ。その中で、その建設問題にかかわって、広域連合なり、もしくは小諸市のほうから建設問題、建設費等について財政支援とか、こういうものの話題というか、要望があったかどうか、お聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えします。

何年前になりますでしょうか、小諸の厚生病院の移転改築の問題につきましては、だいぶ前であつちよつと記憶ないんですが、芹沢市長さんがお見えになって、それらしきことの発言はありました。それはだいぶ前ですね。ちよつと記憶にもないんですが、ありました。そのときに私の回答は、まだ佐久総合病院がそれほどの問題に上がってないときでしたから、あまりその回答ができなかったんですが、私の感度では、財政負担は、立科町は非常に厳しい思いをしておりますというお答えをしました。

その後につきましては、一度もございませんです。それがお答えになります。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） これからの動きの中で、当然立科町だけじゃなくて、佐久広域連合として小諸市、厚生病院のほうから連合に対して要望とかが考えられるわけですが、その辺のところ、当然立科町も財政事情があつたりして、日赤の問題とか佐久医療センターへの負担金とか、こういうものがあつたわけで、最終的にはその適用をされたときに考えるということにならうかと思うんですけれども、その場合、雰囲気的には、どのような気持ちを持っておられるか、お聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）佐久広域連合の判断ということなんで、私のほうから予断を持った話をするわけにはまいりませんが、私的な考え方の中でいくと、佐久総合病院の現在の負担のものはかなり高度医療的なもので、しかも医療の受け入れ体制が紹介治療といいますか、要するに各病院・医院から紹介されたものをやっている、広域の中でももうちょっと高いレベルの医療を求めているということで、そのことと、もう1点は、その医療機関ができ上がることによって、周辺の医療、ちょっと規模の小さいとか、開業医も含めてですけれども、そういう人たちの、要するに圧迫にならないようなことも考えるという条件がついての佐久総合病院の今回の佐久広域での対応になったと記憶しております。

それが、厚生病院が、例えば今の状態で佐久広域の中に財政支援のお願いをしたときに、果たして佐久総合病院の、その医療のやり方と今の厚生病院も、同じ厚生連ですけれども、こちら側とどういう位置関係とか、どういうスタンスでお願いしてくるかによったものだと思うんですが、今の段階では私からはそれ以上のことは申し上げられないんですが、そういう事態になったときには、佐久広域なら佐久広域連合の中でまた話し合われるというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）2番、森本信明君。

2番（森本信明君）特に医療関係については、立科町も当然大きな隣接地、もしくは連合の加盟市町村として、1つずつ課題をクリアしていかなくちゃならないと思うんですが、十分その医療関係について留意をしていただくよう、お願いをしたいと思います。

続きまして、環境保全にかかわる条例等の整備、制定についてということでもあります。

今回は、前回も環境の制定についてお尋ねをしたところ、研究課題とするというような町長のご答弁もありました。ちょうど1年ほどたちます。

また、実情でも、原発事故、もしくは地下水の水源保全とか、こういうものが、非常に自然環境を守るという状況の中では機が熟しているというふうに、私は思っているところであります。

つきましては、6月の議会の中で、地下水保全条例等を制定されたわけですが、1つとして、地下水保全条例と共通性のある既存条例の整備、それから地下水保全条例の町民等の意識と既設井戸の掌握状況、それから環境保全にかかわる環境基本条例等の制定について、改めてここでご答弁を求めます。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君）お答えをいたします。

6月の定例議会で議決をいただきました地下水保全条例でございますけれども、おかげさまで県下でもいち早く制定をできまして、多くの方から賛同の声をいただきました。改めて、立科の水の尊さに感謝したところでございますし、また立科町の水に対する志の高さ、それから思いの大きさを町内外に示すことができました。本当にうれしいことだなというふうに考えております。

今後は、町民の利益になるような活用と、後世まで立科の水を伝えて、最良の形で保全してまいりたいと考えております。

既存条例との整合性をさせる条例につきましては、今回の定例会に上程させていただきました

ので、よろしくお願い申し上げます。

それから、既設井戸の掌握状況とあわせての詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、昨年、第3回の定例会でしょうか、ご質問のございました環境基本条例の制定のご提案でございます。これまで立科町は開発基本条例というのがありまして、この中で環境の保全・保護に関する条例等の策定によりまして、美しく住みよい環境づくりのために各種の施策事業を展開してきたところでございますけれども、先にご提案に対するお答えをさせてもらったのは、研究の課題とさせていただくということでお答えさせていただいたことだと思っております。

ご提案の環境基本条例の制定に向けてでございますけれども、この骨格となります基本理念を、まず掲げなければいけない。そして、町の責務、町民の責務、事業者の責務等を明らかにした上で、町と町民、事業者が共有して協働する、その手法によりまして、安全で安心な暮らしを暮らしていける立科町として、町民の生活と健康に寄与していくものと考えているわけでございます。

その基本理念としての考え方について、担当課の研究でございますけれども、まず第1として、大気・水・土壌等の良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させる仕組みを構築すること、第2として、森林・農地・水辺等の良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること、第3として、自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的・文化的な特性を生かした快適な生活環境を創造すること、第4として、資源及びエネルギーの合理的な循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない、循環型の環境、社会を構築すること、5として、町民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取り組みが促進されるように、環境に関する教育・啓発等を行うとともに、町民、事業者及び町が協働して環境の保全に取り組むことができる社会を構築することなどを挙げておりました。

かようなことから、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、まず環境の保全等について、基本となります計画、この環境基本の計画を定める中で条例を制定していくことが肝要かという認識でございます。

これからでございますけれども、町ではこの環境基本計画に関する分野は、大変現在の条例も含めまして、多岐にわたりますので、課もしくは、あるいは係にわたり調整をしていくことがとても大切になります。いわば、いろんな条例の整理統合も含めてという意味でございます。

環境基本条例を作成するに当たりましては、先ほど申し上げましたように、現在ある幾つかの条例の規則、施行規則、それから要綱等を調整しなければなりませんし、当然また見直しも出てくるわけでございます。また、条例の廃止や条例の改正も必要になってまいるかと思っております。そうしまして、環境基本条例の制定におきましては、新たな規制や、また制限を伴うようなこともございます。多くの町民のご意見をお聞きしていく必要も、また生じてくるわけでありまして。

今後、ちょっと大きな問題でございますので、課、係の垣根を越えたプロジェクトチームを立ち上げまして、さらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原邦久君） それでは、私のほうから、既存井戸の掌握状況でございますが、去る7月2日に町政懇談会が行われました。その席におきまして、区長、部落長さんを通して調査の依頼を行ったところでございます。先ごろその調査の結果が各地区から回収されまして、集計を行っているところでございますが、町内で公共的な井戸を除きまして、今のところ、回収した、申し出のあったものは、349の井戸がありました。そのうち、現在使用しているものは136、使用していないと回答のあったのは204でございます。あと、記載の状況で、判断のつかない回答が9件ございました。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 環境基本法の基本条例をつくるということは、非常に多岐にわたって集約しなきゃならない、このことは重々承知をしているところであります。当然、基本条例ということは、他の条例もあつたりしまして、複雑化するわけですが、技術的に目標を立てて、それらを評価をし、いろんなことを公表をし、施策とするということになれば、それは重要な1つの条例だというふうに言えると思うんですよ。その辺のところは、町長が答弁されたように、早めにそのことについてご議論をいただいて、お願いをしたいと思います。

あと、地下水保全条例の関係ですが、これは、先ほど言われたように、新聞の一面トップというようなことで、立科町が水源保全について認識をするということで、大きく報道されたと思うんですが、その条例化に当たって、委員会の中でも意見を付している部分があるんですよ。副町長もその可決をするという意味の中で、多分条例の補完とか充実を、改めてまたするというような考え方で答弁をされたと思うんですが、その辺のところについてはどのような状況にあるかということ、ごく簡単でいいですから、お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） 今お話がありましたように、おかげさまで県下でいち早く条例化させていただいて、本当にこれはよかったなというふうに思っています。こうした条例は、非常に例のないということですよ。初めてできたということで、佐久地域、それから安曇方面ですか、あちらのほうは県内の中でもこれから条例化されてくるのがいろいろあるかと思えます。

また、いろいろと情報を見聞きしていると、全国的に地下水の条例をしてこうという雰囲気もあるようでございまして、そういうことになると、私も先駆けてでき上がったわけですが、いろんな地域やいろんな自治体がまた研究されて、さらに洗練された条例ができ上がってくるかと思えます。そうしたものを、少しまたそちらのほうも参考にさせていただきながら、いずれ完璧なものにしてまいりたいと思えます。少々お時間をいただくということで、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 今の答弁というか、他の市町村で水源保全、地下水保全ということでいくと、理念

的なことが多いですよね。立科町は、取水水源とか、いろんな面で、数的に事業者の数とか、そういうものを規制をしている。他から比べれば、一歩先駆けたような条例であるだけに、当然、町民、事業者の意識というものも高めなきゃいけないだろうし、また法律的にも、法律、それから県の条例というものも、かなり加味していかなければいけない状況にあらうかと思うんですよ。この辺のところも、議会の意見書を付して可決をしたということをも十分認識をいただいて、条例の補完、充実に努めていただきたいと思います。

最後になりますが、町政運営に当たっての個別計画ということでお願いをしたいと思います。

立科町に住んでよかった、立科町に住んでみたいと言われ、より安心・安全な町づくりを目指す立科町です。町政運営の指針となる立科町長期計画を基本に個別計画を策定し、それらに沿って立科町の発展、住民生活の充実等に努めているところですが、主な個別計画の現状と今後について、答弁をいただきたい。

ただし、この個別計画も、先ほど増進計画も、18年から22年、それから大綱等についても18年から22年、それから立科町の集中改革プランについても18年から22年、既に期限切れなんですよね。当然、その行革推進本部とか、こういうものは設置をされていて、その進捗状況とか、今後どう対応するかということについて、期限切れになる前に対応しておかなきゃならない。当然、これらの絵額があって、町の行政運営がされているわけでありまして、おこなわれていること自体に大きな問題があるのではないかというふうに、私は思います。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長、登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えします。

第4次の長期振興計画につきましては、平成17年度から10年間の基本構想、そして前期・後期、5年ごとの基本計画を定めたものでありまして、町の進むべき方向、いわゆる柱を示した、町のいわば羅針盤であります。

町政運営につきましても、ご存じのように、基本構想、前期・後期の基本計画をもとに、毎年度、事業の実績及び改善点などを事業担当課において評価・検証し、見直しをし、実施計画により進めておるところでございます。

各分野における具体的な事業推進は、基本計画の具体的な方向お示した個別計画、これをもとに進めているところでありますので、終期の来ている計画についての状況を説明させていただきます。

以前もご指摘をいただきました個別計画の終期が来ておりました、立科町行政改革大綱、それから立科町集中改革プランにつきましては、昨年の地域主権改革一括法によりまして法的な根拠は少々ないわけですが、それらは廃止し、新たに立科町行政財政改革方針を策定することといたしております。

これにつきましては、総務課長から答弁をさせますけれども、現在その骨子案を策定して、調整をしております、今後はこれに基づきます町政運営あるいは改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、23年度で計画終期が来ております立科町障害者福祉計画、立科町高齢者福祉計画につきましては、既に議会にも報告をし、現在の社会情勢を反映させました平成24年度から3年間の新たな計画により推進しているところでございます。

今後も社会情勢を注視しながら、町民の皆さんが安全で安心で幸せな生活が営めるよう、行政運営のかじとりをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほどの詳細につきましては、総務課長から話しさせていただきますし、また先ほどの個別計画の中には健康増進計画というのものもあるわけですが、この件につきましては、先ほど町民課長から説明を申し上げましたので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） お答えします。

先ほど質問がございました立科町の行政改革大綱、第3次改定、それから立科町の集中改革プラン、もう既に期限が切れております。今年の第1回目の定例議会の際にも、いわゆる質問をいただきました。どうなっているのかということで、評価、それから、検証をしながら、作り直さなきゃいけなかったわけでありまして。しかしながら、地域一括法といいますか、国のほうの法律の改正に伴いまして、私どもとしましては、新たな指針を設けてやっていこうと、今までのようなタイプでなくて、新たなものをもう作り直そうということで切りかえをさせていただきました。それで、現在指針の骨子案をつくっております。

まだ議会の皆様方にはお見せする段階でなくていけないんですが、一応現在のところ、つくっている内容を申し上げたいと思います。いままでの大綱並びに行政改革プランというようなものをセットにしたような形になりますけれども、題名は「立科町行政・財政改革指針」ということになっております。

それで、大きく第1と第2の2つに分けてございます。第1が新たな行政改革・財政改革が目指すものというもの、それから第2につきましては取り組み内容であります。この大きな2つを目玉としております。

第1の内容の中では、1つ目が行財政改革の必要性、それから2つ目が改革の基本理念、3つ目が職員に期待される改革姿勢、そして4つ目が推進期間ということで、一応これも設けてあります。この中では、特に改革の基本理念ということに重きを置いてあるんですけども、多様化する行政ニーズ、これはよく使われる言葉であります。多様化する行政ニーズに対応して、町民に質の高いサービスを提供し続けるための仕組みづくり、質の向上ということでもあります。それに力点を置くとともに、組織や事務事業の見直しなど、限られた資源の有効活用、これは量の最適化、そういうことに継続して取り組んでいくということが一番重要なポイントに置いております。

それから、第2の内容ですが、取り組み内容、この内容につきましては5つの分類をいたしました。1つ目が町民参加と協働の推進、これがまず1つ目、それから2が人材マネジメント改革という言葉を使っております。3番目が行政経営システムの改革、そして4つ目が財政構造改

革、5つ目は地方分権改革ということで、これも含めて5つの分類をいたしました。この5つの分類の下に、さらには細部にわたって取り組み内容を示してあります。この第2の中では、特に人口の減少などによる急速な少子高齢社会の到来、これはどなたも承知している内容ですが、到来など、取り巻く情勢が大きく変化し、行政ニーズが多様化・複雑化している中で、多くの課題を行政だけで担っていくのではなくて、行政がその責任を果たした上で、連携協働し、社会をともに支えていく必要がある。町民参加と民間との協働により、充実した町民サービスを提供していくことに重きを置いてあります。

これらをもとにして、今回の指針を組んでおります。今までは非常に内容が、ちょっと言葉は悪いんですが、大ざっぱというものがありませんでした。大綱ということでありましたので、今度はそれを3段階に分けて、細かくしてあります。

以前、私が答弁した中では、大ざっぱなものでもいいのかなというようなことも言ったかと思えます。しかしながら、その大ざっぱなものの中には、どうしてもその細かな具体的なものが、既に改善されたものもございまして、新たに必要となるものが盛り込まれたものがありますので、それらを一個一個つぶしていく必要があるということで掲げてあります。

まだ、この細かな説明はちょっとできませんけれども、大きくこのような形の中で組み立てをしたものが、今現在の骨子案として進めております。近いうちに発表していきたいなと思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 時間が過ぎておりますので、短くまとめて終了してください。

2番（森本信明君） これからの立科町ということで、行財政指針ということで、新たな要綱なり指針を示すということですので、その辺のところについては、十分職員間、もしくは民間団体のところでご協議をいただいて、その立科町が自立をしていくという町長の方針があるように、それができるような指針であり、なおかつそれが運用できるものにしていかなければならないだろうと思います。ぜひその辺で早期に指針を策定されて、町政運営に当たられ、私どももそれらに加わっていくということをお願いをして、長くなりましたけれども、私の質問を終わりにします。

議長（滝沢寿美雄君） これで、2番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時45分からです。

（午後2時37分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**3番、小宮山正儀君**の発言を許します。

件名は **1. 水田転作の現状と政策**

2. 野生鳥獣被害対策の維持管理

質問席から願います。

3番（小宮山正儀君）3番、小宮山正儀です。通告に従い、質問いたします。

1点として、水田転作の現状と政策についてです。

世界の穀物価格が昨年末から、3～4割高い水準で推移し、地球規模で異常気象による干ばつや洪水による被害が相次ぎ、世界の穀物価格がさらに高騰するのを見方が強まっていると報道されています。

食料輸出国では、農産物は国内消費が優先され、余剰が貿易に回されています。食糧の自給率向上はすぐにはできず、遊休荒廃地対策等も差し迫っています。そのためにも、立科町の畑の荒廃地対策とあわせて、水田の利活用は大変重要であります。

さかのぼりますが、昭和40年頃より国民の食生活の欧米化等で米余りが生じて、政府の保有米が増加の一途をたどり、その結果で減反政策がとられ、圃場整備等の圃場事業を行うには、強制的に減反が強いられました。

しかし、さまざまな政策をもって当たっても、米の消費量が減り続け、米余りが続き、また減反面積がますます拡大し、米作農家は厳しい経営状況となっております。減反政策が政府の強制から、平成16年度より農業者みずからの判断により実施となり、出荷契約書等を取り交わし、やむなく生産調整方針に従ってきました。

そのころから有機農法が見直され、米づくりにも有機栽培、無化学肥料、無農薬栽培、また減化学肥料、減農薬栽培が始まり、減収ではあるが、特色のある米栽培が見直されるようになりました。また、販売量も増えているようです。

生産目標面積の設定は、基準単収の8割の単収を用いることができることとなりました。平成17年度には、国より米政策改革推進対策が示され、平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿の実現を目指すことを目的として、それぞれの助成措置が示されました。

立科町においても米政策改革推進方針が出され、水田農業重点推進事項が示されました。その中に、18年度までは消費者も求める安全で高品質な売れる米づくりを推進しますとうたわれ、19年度から21年度までは、21年度は推進から目指すとなりました。

21年度には、佐久地区の圧倒的な過剰作付けは県下各地の農業者から大きな批判を受け、立科町水田農業推進協議会より米政策生産調整実施の要請についての文書が出されました。佐久地域は米どころであり、以前ではありますが、浅科村の村長が米どころでは優先して米を生産するとうたい、ハゼカケ米など、特徴のあるブランド米づくりを進めて、現在に至っています。

立科町では、消費者の求める安全で高品質な売れる米づくりを推進しますから目指すに変わりましたが、何ら変わってはいないように思います。

また、立科町の米は、特Aの等級であり、具体的に米のブランド化をどのように進めているのか、質問いたします。

今後も減反政策を進めるのか、またブランド米として自由に耕作する政策をとるのか、お考えをお聞きいたします。

減反政策に積極的に協力することは、米価安定のために必要不可欠であります。

また、それぞれの事情で減反の達成ができない方々と同様の定規での扱いについては、不公平感が否めません。

例として、単純に年に1反歩当たり、10俵採りとして、17万円、粗収入を見込むと、10年で170万円減収となります。

重粘土地帯は、乾田化しての転作作物は大変難しい面もあり、やむなく水張減反がされています。現在、水張減反水田の作付けをすることは、遊休荒廃地対策にもなります。単純ではないが、現在の転作作物への奨励金が少な過ぎると思います。転作するより耕作するほうが得策となるような政策を示してほしいです。

現在、さまざまな転作作物が奨励されていますが、その中で加工米作付があります。同様の収益であれば、加工米の作付も奨励できるため、政策的に行えば、生産調整の割当は100%実施がされるであります。

生産調整、加工米の取り組みについて、近隣市の状況をお聞きしますと、政策として、24年度より総額の補助金として予算計上し、10aあたり2万9,000円以内の補助金支給となると聞きました。

また、積極的に生産調整を図るべく、そのほかに米粉の製粉機を導入されて取り組んでいるとのこと。

参考として、1反歩あたりの単価で、加工米と特裁米で比較すると、4万円の差があります。また、栽培基準費用として、慣行栽培と特別栽培を比較すると、1万円の差があります。この差を差し引きますと、おおむね3万円の減となります。また、前にも申し上げましたが、近隣の市でも政策補助金が支給されるようです。よって、転作作物等の奨励政策として、1反歩当たりについて、加工米作付等への単独補助金について、どのようにお考えか、質問いたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長。登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えします。

お米の変遷は、日本の高度成長期、昭和40年代に入り、食生活が欧米化をし、御飯のかわりにパンの需要が増えて、米の需要にかげりが見え始めたわけであります。

議員さんご指摘のように、米余りを解消すべく、国では米の需給量や価格安定を図るために、国を挙げての減反政策が開始をされました。当町のように、うまい米がとれる地域でも、例外なく押し進められまして、国策での減反政策の普及には大変苦勞したわけであります。

また、立科町の水田の土質は粘性土で、水はけが悪く、何かほかの作物を栽培しようとする、必ずこの問題に突き当たったのも事実でございます。この減反政策によりまして、特に栽培に苛酷であります山間部の小規模水田に荒廃地化が目立つようになってまいりました。

平成に入りますと、転作するより米をつくったほうがよいというような意見も多く聞かれるようになってまいりました。やがて、水田農業推進協議会が組織化されまして、水田を保全しながら減反政策を推進し、単純な減反には国からの補助金が打ち切られたのもこのころからであります。

平成 22 年度から、国の制度改正によりまして、戸別所得補償制度が始まりました。昨年は、町の推進体制も農業再生協議会へと生まれ変わり、現在に至っておるわけであります。

立科町産の米のブランド化につきましては、町内でも既にブランド化を目指す生産者の皆さんが、それぞれ独自の特色を持った生産方式を取り入れ、ブランド化を図っております。

先ほど申し上げましたように、当町の米はうまい米で売れることもありますけれども、立科産米としてブランド化するためには、ここが難しいところがございます。それぞれ独自に持つ生産方式で生産をしておりますので、何をもちて品質などの統一性を見出すのかという大きな課題が残ってまいります。当面は、生産者の意向もありますので、現状の推移を見きわめていかなければならないと考えております。

特別栽培米などにつきましては、既に生産価格も、規格も確立をされておりました、このこと自体がもう既にブランド化の 1 つではないでしょうか。

また、特裁米も、栽培基準に厳しく、その苦勞の割合には米価に反映されないなどの課題があるようですので、栽培につきましては自主的な選択が現状でございます。

議員ご指摘の今後も減反政策を進めるのかとのことでございますけれども、町といたしましては、大きく状況の変化がなければ、米価安定のための国策に沿ってまいります。

次に、加工米の推進についてでございますけれども、これ以上の遊休水田を増やすよりは、加工米の推進を図ったほうが、水田の保全もでき、加工米の需要にもこたえられ、一石二鳥ではないかということでございますけれども、この加工米作付に対して、町単独の補助を出したらどうかということでございますけれども、一時町では所得補償のような制度をつくったこともございます。現在は、国の戸別所得補償制度がございますので、この交付金を生かした取り組みが継続されているところでもありますので、現段階での町として、国の交付金に上乗せすることは考えてはおりません。

議長（滝沢寿美雄君） 3 番、小宮山正儀君。

3 番（小宮山正儀君） 今の国の基準で助成は考えられないということですが、国の基準を当てはめても、3 万円ほどの不足が加工米についてはあるということでありまして、やはりこの町の加工米の引き合い、または特裁米もそうですけれども、今現在耕作されているのは、要請より半分しかないというようなことを聞いております。引き合いが、佐久浅間では 2 万俵あるということで、立科町では、24 年度は、現在 300 俵の持ち込みがあると。23 年度の実績は 350 俵あります。そんなように、だんだん減っていってしまう、引き合いがあるけれども減っていってしまうというような状況ですので、そういうことも勘案しますと、何らかの手を打ちながら、やはり消費者の要請にこたえていく必要もあるんじゃないかというふうに私は考えまして、この問題を提起したわけです。

それとあわせて、昨日の報告で財政分析をいたしますと、自主財源が前年対比 7.8% 増えて、依存財源は同減となり、実質公債比率は 9.9 との報告がございました。早期健全化基準を大きくクリアしておりますことは、町長の努力のたまものと思います。しかし、町民にも少しは還元していただいてもいいと思ひまして、この 2 点の部分についてお願いをするという形で、今回取り

上げました。この件についてどのようにお考えか、その部分で答えをお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えはあまり変わらないんですけども、今議員さんおっしゃいますように、健全化が進んできたから、少しは還元しなさいという意味のふうに受けとめたのが最後のくだりでございますけれども、ただ以前に、戸別補償政策になる前の時期では、相当厳しい減反を強いました。町も協力してやったんですけど、そのときになかなか町民の方々はこたえてもらえなくて、減反に協力した人が非常に不利になってしまうような、逆に無理をお願いしているというか、不利になってしまうような状況があったので、それは救済しなきゃいけないということで、今で言う戸別補償の、金額はわずかなんですけども、上乘せ補償ということで、今の戸別補償と同じ仕組みなんです。あれをした時期があります。2年間でしたけど、2年間ですね。2年間やったわけです。

そうしましたら、今度は国が新たに戸別補償政策という、いわば国費を投じて米政策をやるようになったわけです。今まで立科町がやったのは、小さいですけども、町費を投じて米価安定を整える。米価安定と言ったらいいか、公平を保とうとしたわけですが、これを今度は国全体として、その国費を投資をしますよという政策に、大きな転換があったわけです。

そこで、私自身、この町で進めてきたことが、国の政策として取り入れられたわけですから、当然この推移を見守っていかなくちゃいけないということで、町独自の上乗せ補償をさせていただいたのは取りやめということにしました。

その政策が始まって、今年で2年目でしょうか、ということなんで、議員さんおっしゃいますように、こここのところに、特別同じような制度のところに乗せしていくというのは、ちょっと今の状態では、私の思いとすれば考えにくい、むしろ国に対してもっと充実をさせていただきたいという願いをすることのほうが先ではないでしょうかと、そんな思いでございます。

最後のくだりの、町民に対する還元も含めてということでございますが、全くわからないわけじゃないんですけども、そんなことで、今のところは考えていないということでお答えさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 今お答えいただいた内容ですけども、唐突な私が申し上げた部分で、戸惑ったかというふうには考えます。

しかし、米政策もそうですけれども、町政もみんなそうですけれども、やはりここで提案をした中について、さらに突っ込んだ検討をしていくと、研究をしていくというようなことが必要ではないかと、私は考えております。

たとえば言いますと、私、先ほど3万円というようなお話を申し上げました。しかし、ソバは、ソバコンバインの関係につきましては、やはりそれぞれの町の推進というような中で、コンバイン刈りの2分の1の補助をされている、これは23年度からですけども、そんなようなことも総合的に考えた中での政策というようなことが必要ではないかというふうに思います。その点について、もう一回お聞かせいただければと思います。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）同様、同じ質問で同じお答えをするのも大変恐縮でございますけれども、いずれにしても、今の段階ではお答えしにくいわけです。引き続き、どんな方策がとれるのか、研究はしてまいりますけれども、なかなかその即答するというようなわけにはまいらないわけでありまして、ぜひその辺のところをご理解していただいて、お願いしたいなというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）今の補助につきましては、今後研究してみたいというお答えをいただきましたので、前向きに考えた中で、私としてはとらえておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから、ちょっと先ほど触れましたが、ブランド化の関係、いろんなブランド化があるとあります。ブランド政策というのは、なかなかこれは難しい。私も、たまたま特裁米をつくって、いろいろの方面でいろいろの情報を聞かせていただいております。

しかし、その中に、お客様がそれぞれ要請している、要望している、その品質が安定している立科の米というものの、この強力な特A産地、これについては、やはり再度、私もちょっと調べてみましたら、長野県下で幾つもの、幾ところもないわけです。立科町を筆頭にしまして、みゆき農協関係、それから旧佐久市の臼田・浅科、そんなようなところしかないようなお話を聞いております。そういうところで特裁米をつくっているということになりますし、一番米栽培に適している標高でもあるし、地域でもあるというようなことですので、その点もお考えいただきまして、さらなる、やはり町民の皆さんに立科の米はすばらしい米だよということの中で、みんなにつくっていただけるような方策、これは加工米も含めてです。加工米も、特裁米でつくって、そのまま加工米にすればいいわけですが、やはりそれだけの需要があるということをよく認識していただきまして、よろしくお願いたします。

先ほども町長さんがお話しいただいたように、強粘土地帯で米栽培に適しているという地域ですので、本当に水田では米しか栽培できない地域です。水田の利活用、収入増となるよう、研究していただいて、さらなる政策をお願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。野生鳥獣被害対策と維持管理について、質問いたします。

23年9月の一般質問後に、鳥獣侵入防止柵設置が済みまして、おかげさまで大きな被害が出ないような状況ができました。また、積極的な取り組みによりまして、補助金も増額され、侵入防止柵の設置延長も確保されました。さらに、24年度も残事業の取り組みをされておること、衷心より御礼申し上げます。今後は、広域的な野生鳥獣対策計画がなされ、さらなる被害対策についての取り組みを願うところです。

地域住民も、家庭生ごみ等の処理方法についても、十分検討をして、鳥獣のえさとならないような取り組みが必要となります。鳥獣侵入防止柵の設置により、獣道が閉ざされ、獣の行動について、柵周りを見れば一目瞭然とはいかないものの、足跡を見れば、行動がおおむね見えてきております。

また、シカ等の大型動物の力により壊されたりつぶされたり倒されたりされた箇所は、獣道を

中心に複数回にわたり壊されており、その都度の維持管理について苦慮しておるところであります。獣の行動が見えてきたことにより、今後は学識経験者によるさまざまな駆除方法が検討され、さらなる有効な対策をお願いいたします。

また、つぶされたり倒されたりされた箇所は、修繕しなければなりません。よって、侵入防止柵設置後の維持管理について、地区においては財源があるわけではありませんので、草刈り等、補修を含む新規の費用の捻出に苦慮しているところでもあります。つきましては、さまざまな考え方があると思いますが、費用弁償等、何らかの補助について、ぜひお考えいただきたく質問いたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長、登壇の上、答弁願います。

町長（小宮山和幸君） お答えします。

野生鳥獣被害対策と維持管理についてございますけれども、当町では、平成 22 年度から鳥獣侵入防止柵、これを佐久市境の茂田井地区から古町、宇山、牛鹿を通り、上田市境の箱畳池まで、約 22km、住民、地域住民の皆様の熱意によりまして、組織立てをしていただき、ご理解、ご協力を得て完成することができました。

平成 24 年度も、約 8 km の防止柵の設置を計画しているところでもありますけれども、設置のための説明会では、柵は各地区の皆様方で組織した維持管理をしていただくことをお願いしております。

柵の補修用資材につきましては、町負担で支給いたしますけれども、維持管理等の費用弁償については考えてございません。地域協働によりまして、鳥獣から大切な農地や作物を荒らされないうよう対応していただきたいなというふうに思います。

また、鳥獣のえさとならないように、生ごみ等の処理はきちんとされるように、広報等を通じながら、強力に啓発活動をしてまいりますし、また一番の重要な個体駆除につきましても、今年地域を母体とする取り組みも、県のモデル事業として始まっておりますので、このモデルが確立されてまいりますれば、今後普及に力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 3 番、小宮山正儀君。

3 番（小宮山正儀君） 今、お答えの中で、また今年度も 8 km やれば終わるといようなお話もいただきました。そんな中で、やはり鳥獣の駆除については、なかなか難しい部分がございます。これが、やはり学識経験者等によって検討されておると思いますが、先日の午後 6 時 45 分の NHK ニュースで報道されました。長和町で新しい囲い罠を設置しての駆除がされるというようなことが報道されておりました。これにつきましては、中部森林局の設置で、10 カ所ほど設置されると、この地域でされるというようなことが報道されましたが、立科町はどこに設置されるのか、またどのような計画を考えているのか、お伺いしたいと思います。そこの 1 点をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君） お答え申し上げます。

長和町さんで囲い罠を設置したということが、先日のテレビのニュース報道されたところでご

ございますけれども、お調べいたしましたところ、国有地ということでございまして、中部森林管理局、こちらが設置したものであると、このうちの1カ所を長和町の高山国有林内に設置されたというふうに聞いてございます。

立科町ではいかがということなのですが、町内には国有林もございませんので、やるということになれば、町単ということになりますけれども、まだ現在、そこまでの研究は重ねておりません。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 立科町には国有林はないということですが、実質的にないですか。私はあると思っています。

また、長和町と立科町が直接隣接している、つながっている状態になっています。ですから、これは中部森林局が10カ所と言っていますから、やはり立科町も隣接していますから、何カ所か、2カ所か3カ所か5カ所かわからないですけれども、そんなような計画があるんじゃないかというふうに私は考えておりますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられるとおりでございます。私どもは、中部森林管理局と調整をいたしまして、立科町も設置が可能かどうか、これから直ちに問い合わせをかけたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 今の中澤課長さんのほうからお話がございましたように、これからということですが、できるだけ多くの箇所を中部森林局にお願いして、うまくこの駆除ができるような体制をつくっていただければと思います。

続きまして、維持管理の管理費の問題ですけれども、実際、確かにこのシカ柵の管理につきましては、私も設置のときに、伐採、草刈り等をやりました。大変な状況の中でやったわけですから、本当に一日やりますと、とても体にこたえたわけでございます。その中で、今現在きれいになっておりますが、昨年設置した中で、この1年たちますと、やはり草が相当、ツルクサ等が絡まって、状況が悪くなってきております。また、ひこばえ切り等、整理を含めて、極めて管理が大変であります。さまざまな状況を私が分析しますと、補修等を含めて、キロ3万円ぐらいの補助金がぜひ出ないか、これについては、やはり町長さんにお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） これも、先ほどの米と同じように、1km当たり3万円ほどの補助が出ないかということでございますけれども、設置するときの当初の目的で、説明会もさせていただきました。なかなか、この今の維持管理のところまでは町はできないんで、ぜひその地域の組織立てをしていただいた上で申請していただきたいと、こういうお願いを申し上げてきた経過でございます。

そういう中で、破壊をされたというか、その壊された部分についての材料費については、当初

からこれは町で負担して、これからも出していきましょうというお話をしているはずでございますので、今すぐ、即この場でご質問をいただいて、補助が出せませんというようなわけにはまいりません。そういう意味で、今の段階では、地域の皆様方が協力して、組織が、どういう組織かは、ちょっと私も把握してございませんけれども、特にその柵によって守られている作物を持つ受益者の皆さんには、特にご理解をいただくということが必要なのかなというふうに思います。ぜひ、その辺の地域での話し合いもしていただきたいというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） なかなかこの補助、補修費等を含めての補助というのは難しいというようにお話でございます。

しかし、やはりこのシカ柵をつくったことにより、町民の皆さんが利益をこうむっているというふうに、私は考えております。一部の人だけではないというふうには、私は考えております。

そんなような中で、やはりこのシカ柵を設置した地元の区長さん等についてですが、先ごろヒアリングを行ったというようなことを聞いております。今年の維持管理についてはどのように聞いておりますか、その状況はどのようなのだか、結果はどうでしたか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君） 先日、地元区の区長さん方にお集まりをいただきまして、平成24年度の事業計画と、またあわせまして維持管理についてのヒアリングは行いました。各地区、それぞれのご事情がございますけれども、草刈機の刃代、燃料代、それから補修手間賃など、さまざまでございますけれども、茂田井区さん、古町区さん、宇山区さん、牛鹿区さん、ここが昨年までに設置された区でございますけれども、それぞれ各区で予算を計上していきたいと。ただし、財源的については、多少不安なところもあるけれどもというようなお言葉をちょうだいしてございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 今、予算計上していきたいというようにお話ですけれども、私が出た会議においては、みんな何とか、維持管理費見てほしいがというような話が相当出ております。そんなようなこともあわせて、私は今日こんな質問をさせていただいているわけですけれども、やはりいろんなやり方があると思います。考え方もいろいろあると思います。町道の維持管理の協力補助金交付要綱等もありますので、そこではメートル11円から15円などになっております。いろんな方法があるということで、それぞれご検討していただいて、何とかお願いしたいというのが私の考えでございます。その辺は、ちょっと町長さん、どんなふうにお考えになるか、お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今、たとえに出されました、その町道の草刈りの問題ですけれども、これはアダプト制度と申しまして、このシカ柵と全く趣の違うものでございますので、一概に比較されても困るわけですけれども、ただやっぱりこうしたことは、当然予想した上で、説明会をさせていただき、そしてその柵が有効であろうということで進めてきてまいりました。

再三の補助金ということで、ご質問ですけれども、そのお答えには、承っておくというところにとどめておきたいというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）維持管理については大変であります。今の補助金等は、今のところ考えられないというようなお話ですが、そうしますと地元の実態に合わせた維持管理方法等、どうすればいいかを研究をしていただくようなことは考えられないか、町長さん、お考えをお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）地元の維持管理をどのようにという、質問の趣旨がよくわかりませんが、要は議員さんがおっしゃるのには、費用弁償の問題に尽きるんですね。ということであれば、先ほど申し上げましたように、補助金という形になるかなというふうに思うんですけれども、先ほど、何度も申し上げますように、ただいまのご提案といいますか、ご質問の中では、ヒアリングもしているようでございますので、ご意見として承っておきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）私が聞いた中では、柵は設置するが、維持管理はものすごく大変だよというのが地元の考えでありまして、それじゃ設置したから、また町に返したらどうかというような極論も話の中には出ております。そんなようなことも考えますと、やはり何らかの考え方は必要ではないかというふうに考えます。その点について、よく研究をしていただければというふうに思います。

この件については、何回でも、また質問させていただきます。今回は質問を打ち切りますが、早々によく研究して、費用の捻出に苦しむ地区をお考えいただきたいというふうに思います。その点、研究していただけるかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）最近の答弁は非常に難しくなりました。研究すると答えればいいのか、先ほどは承っておきますと答えましたんですが、その次に続くということで、大変難しいんです。追跡の質問ということもございますので難しいんですが、研究という言葉は、今まで調査も、すべてしているわけじゃございませんので、今回は承っておきますということで、何度もお答えさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）承っておくという言葉の使い方でございますが、なかなか難しいようですね。でも、この件については、先ほど申し上げましたけれども、これからも何度も質問させていただきます。

これにつきましては、やはり費用に苦しむ地域をお考えいただきまして、新年度予算に盛り込むことを強くお願いし、望みまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（滝沢寿美雄君）これで、3番、小宮山正儀君の一般質問を終わります。

次に、4番、土屋春江君の発言を許します。

件名は 1. 立科町第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の具体案を問う

質問席から願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。議長に許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。「立科町第5期高齢者福祉・介護保険事業計画の具体案を問う」でございます。

平成24年度介護保険会計の基本的考え方で、社会保障審議会介護保険部会では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護。予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの基盤強化として、2本の柱となっている在宅・居宅系サービスの機能強化、施設の機能強化について取り上げられています。改定の方向には、施設から在宅介護へ移行を図ること、24時間定期巡回、随時対応サービスの在宅サービスやリハビリテーションなど自立支援型サービスの強化、また改正介護保険法の施行については、介護サービスの基盤強化のための一部改正、介護予防日常生活支援総合事業や介護職員等による痰の吸引等の実施について、介護サービス情報の公表制度の見直し、有料老人ホームの利用者保護規定、サービスにつき高齢者住宅と介護保険の連携、認知症対策の推進等の内容であります。

私は、5年前、ハートフルケアたてしなのこれからのビジョンはで、社会福祉法人化することを一般質問で提案した経緯があります。提案理由は、行政の仕事をスリム化すること、また働く職員の雇用体制、雇用体系、看護・介護技術の向上、待機者等への対応、より充実した町民福祉を進めるための提案でした。そのときの町長の答弁は、法人化することが町民福祉につながるのであれば、十分考慮する、これからも調査・研究をしていくという答弁でした。

徳花苑は、昭和59年に、やがて到来する高齢化時代に備え、特養老人ホームの必要性を感じた住民の熱い思いを持った人々の運動により、広域の施設として、平成元年4月にスタートした施設であるということは、既に皆さんご存じだと思います。多くの地域住民が利用され、デイサービス、訪問介護等、住民が必要としている介護事業を次々に実施してきました。

昨年、民間から福祉に著名な佐藤所長をお迎えし、地域の福祉の現状を見ていただき、また職員の育成に尽力されているところであります。これまでいろいろ苦情ばかりがクローズアップされてきましたけれども、ハートフルケアたてしなを利用された方、また家族の方々が、本当に感謝していると思います。また、今まで携わってこられた職員、スタッフの皆様には、ありがたいの感謝の一言に尽きると思います。

さて、いよいよ法人化の方向へ移行予定であります。社会福祉法人化することにより、町民福祉を絶対に後退することはできません。そこで、最初の質問ですけれども、ハートフルケアたてしなが平成25年4月より町から社会福祉法人へ移管予定の理由と経緯をお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長。登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

ハートフルケアたてしなの社会福祉法人化について、私からお答えしたいと思います。

土屋議員さんには、平成20年3月議会におきまして、今までの社会福祉の変遷を説かれました。時代の移ろいを見定めて、福祉は福祉の専門として、ハートフルケアたてしなの法人化を提

案されておりました。

私は、答弁の中で、町民に信頼されてきた徳花苑であること、そして健全な施設運営がされること、法人化が町民の福祉につながらなければならないことなどを申し上げまして、今後も十分な調査・研究を続けてまいると申し上げ、現在、今日があるというふうに理解しております。

少々議員さんのお話と重複いたしますけれども、徳花苑の経緯を申し上げます。

徳花苑の誕生は、昭和 50 年代の後半、これからの高齢化時代に備え、立科町にも特別養護老人ホームの必要性を感じました住民によりまして建設要望が上がりました。町単独での建設は困難なために、昭和 59 年に北佐久郡老人クラブ連合、連合会でございますが、今の佐久広域連合の前身であります佐久地域広域事務組合へ陳情が実りまして、広域の施設として、平成元年 4 月 1 日に佐久広域老人ホーム徳花苑が最初、開所されました。

施設運営は、開所当初から 17 年間、佐久広域行政事務組合によりまして、立科町に運営委託をされておりましたが、平成 18 年度からは佐久広域連合から指定管理者として、立科町が指定管理をしてまいり、既に当初から立科町が管理運営をしてきた歴史がございます。

平成 22 年度になりまして、佐久広域連合で、今後の社会福祉施設のあり方について検討がされました。社会福祉を取り巻く環境の変化、国や地方公共団体の行財政改革の取り組みを背景といたしまして、公共サービスにおける官民の役割分担の見直し、さらに施設の老朽化によります建てかえ時期の到来などから、今後の運営のあり方として、福祉サービスの主たる担い手とされております社会福祉法人等が運営していくことが望ましいといたしまして、地域ごとの施設の役割を勘案して、移管できる環境が整った段階で、順次移管していくという方針が出されたわけがあります。

指定管理制度で運営しております徳花苑につきましては、公共施設のサービス向上と運営の効率化を図る目的で運用されますが、本来施設福祉のサービスは、長期間。毎日の生活の中でサービスを提供するものでございます。一定期間ごとにサービスの提供者が変わる可能性のある指定管理者制度を適用するよりも、同一法人が将来にわたって運営できる環境を整備することが望ましいとの考えから、運営の移管に当たりましては、立科町の総合福祉施設の拠点として総合的に運営されている状況をかんがみ、立科町の意向を尊重することになりました。

こうした背景の中で、立科町は徳花苑を核に、在宅福祉の充実・強化として、デイサービスセンターのむつみ・やすらぎを併設、認知症高齢者のためのグループホームだんらんの設置運営、高齢者生活支援共同住宅あんしんの設置運営など、総合的に介護保険事業を展開していますので、これらも同一法人において運営することが望ましく、創設する法人へ同じく移管し、さらなる高齢者福祉の充実を図っていくことといたしたわけであります。

法人化への準備といたしまして、本年 4 月 25 日に学識経験者、福祉関係者、住民代表の皆様によります社会福祉法人設立準備会議が発足し、創設法人への提言や要望をまとめられ、社会福祉法人設立についての要望書をいただいたところでございます。

また、8 月 28 日には、学識経験者、福祉関係者、福祉教育関係者、施設代表予定者によりまして、中立的な独自の体制を整えた社会福祉法人設立発起人会が結成をされ、設立代表者に宮沢

政恒氏、副代表に竹内愛国氏が選出をされまして、いよいよ社会福祉法人創設に向け走り始める運びになってまいりました。今後は、設立発起人会が長野県に設立認可申請をするために、基本財産等の移管の申請事務を進めていくこととなります。

以上が、こうした一連の移管予定の理由と経過でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） ただいまは町長より経過、理由を答弁いただきました。

そこで、町長とハートフルケア所長にお伺いいたします。

これから指定管理者から社会福祉法人化するわけですが、この社会法人化する前に、その指定管理になった、その前から、先ほども言いましたように、徳花苑のなれそめというのは、町民の熱い思い、住民の熱い思いで徳花苑がスタートしたわけなんですけれども、これから社会福祉法人化になった場合、議会としてもそのいろいろな内容的なもので関与ができる、そういう定款とか規約、そういうのができれば、私は町民の介護の現場での権利とか擁護を図るためにはいいんじゃないかという思いでいます。その件につきまして、行政側からと、あと社会福祉法人化側からどういうお考えであるかをお聞きしたいと思いますけれども。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 社会福祉法人につきましては、これは法人化されますので、町とは切り離されますけれども、この法人への関与は長野県でございます。県が関与をして、運営のチェックをしているということでございます。

また、この法人化につきましては、立科町が全額を出資した法人になりますので、当然のことながら、町は連絡協議会等をつくりながら、関与という表現は正しくはないと思いますけれども、運営にはきちんと対応をしていくということでございます。町が対応するということから、議会の関与はございませんけれども、当然のことながら、報告をしながらご意見を承っていくということには変わらないというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 佐藤ハートフルケアたてしな所長。

ハートフルケアたてしな所長（佐藤繁信君） お答え申し上げますけれども、今町長が申し上げたとおりだというふうに、私も思っております。

難しい質問でありますけれども、議会の関与は、確かになくなります。ただし、連携という中で、町と連携していく中では、当然町の町民福祉、住民福祉をやっていく1つでございますので、徳花苑は広域的な特養でございますので、佐久地域、すべての皆さんが対象であります。当然、当立科町の皆さんを含めてであります。ただ、それに付随する町の介護保険事業は、全く町と連携して進めていく事業でございますので、その辺は町からのいろんなご指導、ご指示の中ということが当然あるかと思えます。

それと、大きく申し上げれば、社会福祉法人は社会福祉事業法で規定されておりますし、なおかつ老人福祉事業をやるわけですから、老人福祉法、なおかつ介護保険法の事業をやるには介護保険事業法、そういうものですべて、いわゆる決まりがあるわけでございますから、それにのっとってやってまいりますから、それに違反するということになれば、これは法人としての、いわ

ゆる資質がなくなるわけでありますから、そういう意味ではそういうものにとりながら、当然進めていくということの中では、定款の中にも、情報の公開というのは、すべて広くやっていくということになっているわけですので、どうぞ議員の皆様方も、社会福祉法人ができて、運営がされた場合、その都度、お出かけいただき、どうなっているんだと、見せてくださいというものがあれば見ていただくとか、そういう中で信頼関係の醸成を図っていくということではないかなという思いでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 今、お二方から答弁をいただきました。所長からは、法があるということで、それにとりつつとすると、町長からは、やはり連携を持ちながらやっていくということでございますので、法人化になった場合、本当にそこをよく踏まえていただいて、情報開示もよろしく願いたいと思います。

次に、2番目の質問に入りますけれども、これが立科町の高齢者福祉・介護福祉事業計画、24年から26年度版の中に書かれていたことなんですけれども、これは、所長にちょっとお伺いいたしますけれども、今まで業者から、いざというときのニーズの対応というのが、行政指導から、今度は社会福祉法人化になった場合は早くスムーズにこの対応がとられると、私は思っています。

法人化にちなみ、町民からのニーズ、在宅とか居宅とか施設の看護、介護のサービスの基盤施設整備計画の内容について、今までの指定管理の、今の徳花苑とこれからやっていく徳花苑のハートフルケアたてしな、そのこの計画との絡みというものをどういうふうに考えるか、それについて、サービス基盤施設整備計画の内容も踏まえて、お話しいただければと思いますけれども、町民課のほうで、介護保険計画ですから、よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

サービス基盤整備の関係、計画内容等ということでございますけれども、しばらく計画を、ちょっと話させていただきたいというふうに思いますけれども、第5期の高齢者福祉介護保険事業計画策定に当たりましては、平成22年度に行われた元気高齢者のアンケート等によりまして、もし介護が必要になったらどうするのかということで、できる限り自宅で生活したいという方がかなり多かったということで、そのほとんどの方が住みなれた地域で家族中心の介護サービスを受けたいという結果があったわけです。

そこら辺で、本人からしてみると、介護への負担や家族が介護に十分な時間をとれないだろうという理由から、施設入所と希望される方もおいでになるということで、町の人口等についても、現在どんどん減少しておりますけれども、1世帯の人口は減少しておるというようなことで、今後、まだ高齢化率も上昇していくというような中で、介護力の低下が懸念されるわけですが、先ほどのニーズの対応ということでございますけれども、現実可能かどうかということにつきましては、今後検証することによってございますけれども、法人化に伴いまして、町民からのニーズに対応できるかどうかというようなご質問でございましたけれども、これを行政直営から法人化にいくにつけても、やはり今まで培ってきた、その事業の実績というものを母体としまして、で

きる限り、町民のニーズにこたえられるようにということを進んでいくというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 町民のニーズにこたえられるように、これからもしていくと。

それで、今度ハートフルケア所長にお伺いいたしますけれども、現場で所長として働いていまして、この質問の理由というのは、利用者の家族が葬祭、それから介護者家族が病気になったとか、緊急の場合の利用者の緊急ショートステイ、この要望に、ここずっとこたえられなかった部分があると思います。そして、そういう緊急なときのショートステイ、預けていただけなかったという人からの苦情というものも聞いております。その点、これから法人化にした場合にどういうふうな対応をしていくかということをお伺いいたしますけれども。

議長（滝沢寿美雄君） 佐藤ハートフルケアたてしな所長。

ハートフルケアたてしな所長（佐藤繁信君） 緊急ショートステイの関係で、それにこたえられなかったということがあったというご指摘でございますが、緊急ということであると、いわゆる、今ショートステイの数が10ベッドでございますが、それが、例えば満床であったり予定が入っていたりという中では、緊急とすれば受け入れられない場合も当然ございます。大変難しい調整もいろいろして受けているわけでございますけれども、そういうことがあったということは肝に銘じていきたいと思っておりますけれども、最大限、何とかケアマネージャーさんも通じながら、ショートステイを受け入れていこうということで、担当者も一生懸命、今窓口で対応しているところではございます。

ただ、今後ということの中では、これが法人化になっても、介護保険制度の利用については、それは根本的に変わらないわけでございますけれども、柔軟性という考えの中では、長期入所者の空きベッドの利用というのは、介護保険制度の中では可能でございますが、ただしこれも、いわゆる入院しているとか、そういう方の空きベッドを利用することが現実なわけでありまして、長期の入院がない限りは、やはりショートステイも受け入れられないというような状況もございます。たまたま長期入院の方がいらっしゃれば、そこで3日間ぐらいとれるよというような状況になれば、緊急でも受け入れられる場合もあるんじゃないかと思っています。

それでも、今後足りないとなれば、やはりショートステイの増床というようなものも考えていかなければ受けきれないんじゃないかなというふうに思われるということでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 確かに、ベッドは空けておくということは、稼働率から考えて、それはやはり運営上、難しいということは、私も重々承知しておりますけれども、やはり利用されている家族の皆さんにしてみますと、緊急時というものは、せつかくそのショートステイというものがあるんであれば、それを使っていたきたいという思いが、多分今までであったと思います。これからもあると思いますので、またその点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、行政の立場から町民課長にお聞きいたしますけれども、この社会福祉計画と介護保険計画、第5期期間中に、町営事業でハートフルケアたてしなの事業計画に合わせて、サービスを整

備・推進するところに記されていますけれども、指定管理者から社会福祉法人に移管されたときは、ちょっと先ほども同じような質問かなと思うんですけれども、この計画が26年度までは、一応なっているんですけれども、その継続実行が、多分されていくと思うんですけれども、その法人化との関係をどういうふうに連携していくのか、お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

この高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中には、向こう3年の計画ということで、代表的には特養の増床、あるいは通所介護におけるパワーリハビリの関係、それから認知症のグループホーム等々が盛り込まれておるんですけれども、こういう部分におきましても、やはりこの計画は、行政として町民ニーズに合わせた計画ということで立てたものでございますから、これが法人に移行になるということにつきましても、そのとおりに引き継いでいくというのが原点かと思えます。ハートフルケア、法人化に向けての、この規定の中にも、そういった事業量的なものを盛り込んで、計画が実施されていくというふうに期待しているところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 計画を入れて、続行していただくということで、よろしく願いいたします。

次に、3番目の質問に入りますけれども、高齢者福祉・介護保険福祉計画の中に、軽費老人ホームの件で、現状と今後の展開について記されていますけれども、現在、当町から他町への入所は1人というふうに記載されていましたが、今、全国でも軽費老人ホームケアハウスは、比較的軽度で低所得の高齢の方が暮らす生活支援としての期待が高まっているんですけれども、これから地域住民のほうで老後時に家庭の事情によって軽費老人ホームへ入所したいという方が、多分増えてくると思いますが、その生活支援施設としての軽費老人ホームの、町としてのその整備の考え方をお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

今、ご質問のあったとおりでして、国のほうでは軽費老人ホームへ移行するというようなことの動きがあります。

現在、当町における状況について、若干お話しさせていただきますけれども、これにつきましては、軽費老人ホームではないんですけれども、高齢者生活支援住宅あんしんというものが、ご存じのとおりあるわけなんですけれども、その中で利用状況を若干ご説明させていただきますと、8部屋、そのあんしんがあるわけなんですけれども、そのうち現在、入居者3名というようなことが状況としてあります。特に、季節限定で、冬期間等利用される方も中にはおいでになりますけれども、現段の中ではそういったような利用状況ということでございます。

軽費老人ホームの本来持つ役割というものを再認識いたしまして、この、現在ありますあんしんとともに、利用者の希望等に基づきながら、今後において計画の中に入れていかればというふうに考えてございます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）今、共同住宅あんしんですか、3名が使われているということで、稼働率からいうとあまりよくはないと思うんですけども、入らないほうがいいのかないかなという思いはありますけれども、そのあんしんがあるということを住民はあまり知らない人が多いんじゃないかなと私は思うんですけども、その点と、あと1つ、冬、1月ごろから4月ごろまで越冬をしたいという希望の方も、多分あると思うんですね。そういう点において、その共同のあんしんというのは利用できるのかどうかということの2点をお伺いいたしますけれども。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

先ほどのご質問の中で、あんしんの状況が、町民の皆さん方が知らない方が多いのではないかなというようなご質問についてですけども、実際に家庭で生活されておられる町民の皆さん方が、虚弱的な何かしらの介護が必要になった折に、やはりそういった自宅で生活ができない者につきましては、町のほうのサービスの計画作成担当あるいは介護保険のケアマネージャー等がそういった部分の紹介をさせていただきながら利用いただくというようなシステムをとってございます。また、一般的に広く知らしめるためには、広報等を使いながら、今後においてそんな利用方法もありますよということをお話しさせていただければ、紹介させていただければというふうに思います。

それから、もう1つでございますけれども、この関係については、町と利用者との契約等に基づいて入居していただくわけですけども、長い間、1年間入らなければいけないということではなくして、やはり冬期間、どうしても身体状況あるいは介護等によって、短い期間でも利用したいというご希望の皆様方にはおこたえしながら、利用していただいているということが現状でございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）これをどうして私が質問したかということ、確かに下肢が弱くなったり食事が大変になった、つくるのに大変になったという人がそういうところを利用できるという施設があるということを町民は知らなかった方が多いというのは、2日前ですか、夜、ある団体の方から私は電話をいただいて、町の福祉のことに関してちょっと聞きたいということで、2日前にそのお話を皆さんとしたんですけども、いろんなお話が出ました。障害者のこととかも出たんですけども、今回、私がこの質問に当たって、内容的にはそのいろいろ意見が出された中に、やはり軽費老人ホーム、そのあんしんの存在、経費老人ホームケアハウスとはちょっと違うんですけども、あんしんというものがあるというのを知らないという方が結構多いんですね。だから、そういう点で、やはりもう少し啓発をして、冬場どうしても寒くて、足腰の弱い、それから食事ができない、1人でいるとどうしても怖いと、そういういろんな理由がある方が、多分多いと思うんですね。そういう人たちに対してこの施設を使っていただくという、その啓発をもうちょっとしていただければ、私は大変ありがたいと思います。

それで、また町民課長に聞きますけれども、これから経費老人ホーム、ケアハウスが見直されるわけですけども、町にある公有財産、今、土地とかいろいろありますね。だから、例をとれ

ば、保育園あたりにその軽費老人ホームを設置するような、これからの町民の意向とかを考えたときに、そういう方向性があるのかどうかをお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、公有財産ということの利用方法等についてということですので、町民課サイドとしては、そういった利用方法も検討する1つの場所かなというふうには考えますけれども、財産管理という立場からして、町民の皆さん方の利用に当たっての希望とか、そういうものを聞き取りしながら、その方向に行けるかどうかという検討も交えて進めていかればというふうに思います。これは、町民課サイドの福祉担当としての意見とさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） ハートフルケア所長、今の件に関して、福祉法人化になった場合に、軽費老人ホームをつくるという考えは、お聞きしたいと思っておりますけれども、どうしてそういうことを聞くかという、社会福祉法人化になった場合のほうが、軽費老人ホームを設置するにはしやすいだろうと、行政で考えるよりかは、そのほうがいいんじゃないかということで、私は今質問したわけですが、よろしくお願ひします。

議長（滝沢寿美雄君） まだ立ち上がってない中での答弁だから大変だと思いますが、森澤副町長、お願いいたします。

副町長（森澤光則君） では、私のほうから今の考え方を申し上げます。

もちろん、そういう事業を進めていく前に、前提として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画というものが立てられ、その中でこういう住民ニーズによってこういうものをしていくああいうものをしていく、またこの計画をつくっていくところに福祉事業者の皆さんに入っていただきますので、事前にある程度そこでこういうものが地域で必要だ、施設側としてもこういうものが必要だ、あるいは今の立科町でいきますと、こういうものについては必要なんだけど、対応がなかなか難しいと、こういうものについては、じゃ他市町村の協力も仰ぐのかと、このような形の中で計画を立ち上げて、まとめてきておりますので、当然その軽費老人ホームというものが必要という形になってくれば、社会福祉法人等にどうでしょうかね、ぜひつくっていただきたい、こんなような情報交換をして進めていくということになるかと思ひます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） それでは、4番目の質問に入らせていただきます。

去る8月9日と8月24日の新聞報道によりますと、認知症患者は2カ月で退院、厚生労働省、都道府県知事に通知、そして認知症高齢者、現時点で300万人を超え、2002年の140万人からこの10年間で倍増と報道されています。住みなれた地域で生活するには、自宅や施設で医療や介護を受けられる環境、受け皿を整えなければならないなど、高齢者福祉に対して地域での対応が問題にされていますけれども、当町ではこれから認知症の方の施設機能強化をどう図っていくのかをお聞きしたいと思ひます。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

認知症の方の施設機能強化に関してということでございますけれども、この介護保険事業計画の中では、重度対応型認知症グループホームを1ユニット増設予定ということで、計画させていただいてございます。待機者の状況等を勘案、検討しながら、これらについてまた進めていかねばというふうな状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）今度、法人化されるハートフルケアたてしなは、認知症のグループホームを1つ増やすんですね。

そして、今、県の指導では、各1つの事業所に2ユニットしかできないという、多分規制があると思うんですけれども、もしかして広域で考えた場合に、認知症の数が多く、待機者の方が多くなった場合には、そのクリアはどういうふうにしていくのかということをお聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

ただいまの関係につきまして、2ユニットまでということで、1カ所について2ユニットという解釈をしてございます。迎える法人化の中でも、基本計画等の中で、そこら辺についても計画を予定していくというようなことですので、そんなお答えになるかと思っておりますけれども。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）では、認知症の件に関してはよろしくお願ひいたします。

それでは、5番目の質問に入ります。

高齢者福祉事業で介護を要する人の外出、透析患者、特定疾患等の町外への病院への移動手段の確保について、この計画の中に載っているんですけれども、その具体的方法というものをお聞きしたいと思います。というのは、透析とか慢性疾患のある人たちが、個人の通院の自動車を使ってという、それが今多いんですけれども、この介護計画にそれが載っていたので、私は今ここで聞くんですけれども、その点、どういうふうな方法でこれからやっていきたいのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

高齢者福祉事業における町外の病院への移動手段の確保に関してでございますけれども、公共の交通手段が十分とは言えない当町におきましては、重大な課題であるというふうに考えております。

特に、今後、今までは運転できていたが、身体的な障害や認知症などによりまして運転できなくなってしまう、そういった方々のフォローは不可欠なものというふうに考えてございます。

しかし、そのフォローも、疾患別あるいは病院別の距離が遠い近いというようなことで区分けすることはできない現状でして、立科との距離の区分けということを、今申し上げたところなんですけれども、今後、地域の足や移動制約者の移送を確保する重点性ということにかんがみまし

て、公共の福祉を確保する観点から、バス・タクシー事業者によるサービスを補完する福祉輸送サービスの可能性について調査してみたいというふうに考えてございます。現段の中では、これだというような決定的な、その対策というものは見出していない状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）今、答弁いただきました。本当に、一番やはり困っているのは、難病の方が大変困っているんですね。交通費とか、いろんな補助はありますけれども、やはり心の知れた人に乗せていってもらおうというのが一番いいんですけれども、それができない状態もあるときに、やはりこの輸送の方法を考えていただければと思います。

今、町では、デマンド、障害者の人のためのデマンドタクシーというようなものがあるんですけれども、この運転する人も、やはりいろいろな介護経験とか、それがないと、多分心配して、乗せるということもできないというふうに私は思うんですけれども、そういう点ももうちょっと考えて実施していただければ、難病の人とかが町外の病院に行くにはありがたいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私は結びといたしますけれども、どんなに立派な施設ができましたも、介護・看護等の中身が貧弱ならばどうにもなりません。このような施設にならないためにも、仕事に誇りを持っていただいて、多くのスタッフに就職をしていただいて、地域住民の福祉のために貢献していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（滝沢寿美雄君）これで、4番、土屋春江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は4時30分からです。

（午後4時19分 休憩）

（午後4時30分 再開）

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**8番、小池美佐江君**の発言を許します。

件名は **1. 農業振興公社を含めた立科町農業振興対策の見通し**は
質問席から願います。

〈8番 小池 美佐江君 登壇〉

8番（小池美佐江君）8番、小池です。通告に基づいて、質問させていただきます。

「農業公社を含めた立科町農業振興対策の見通しは」であります。

小宮山町長就任以来、立科町で数多くの新規政策が行われました。特に、人口増対策は、子育て支援事業が実施され、町区では子供たちの賑わいを取り戻したようです。このことは、町の活性化にとっても重要なことだと思います。

また、高齢化が進むとともに、鳥獣害の被害が進み、農業意欲が失われ、米を初めとする農産

物の安値により農業の衰退状況の中、昨年6月、農業公社、振興公社たてしな屋が設立されました。先日、全協で説明がありました。たてしな屋のワイン用ブドウ栽培ほか農業振興策についてお尋ねします。

1、なぜブドウなのか。

2、なぜ適時作物研究が蓼科牧場なのか、子育て支援住宅が町区に建設され、ブドウ畑が茂田井・商人久保で試験栽培が開始されました。このことは、町の振興策としても歓迎しますが、私の地元宇山区にもこの波に乗りたいと考えています。宇山産ワインもよいと思いますが、いかがでしょうか。これから、あまた政策を打ち出されると思いますが、宇山区を初め、ほか実施されていない地区にもハード事業を検討ではなく、実施してほしいものです。宇山区住民も、ほかの住民と同様に、町には長い間、協力していますが、目に見えるようなハード事業があったでしょうか。

3として、宇山地区の振興策をどうお考えか、お尋ねします。

議長（滝沢寿美雄君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小宮山町長。登壇の上、願います。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。

町の総合的な見地から、活性化と言え、人口増対策の子育て支援事業から農業振興対策と、行政的には非常に幅の広い分野での支援策を考えなければなりません。子育て支援住宅によります町区に子供たちの声で賑わっているとしたら、一定の成果ができたものと理解しております。

議員ご質問の農業振興策についてでありますけれども、昨年立科町農業振興公社を新たな町の農業振興策に道筋をつけるべく、設立をいたしましたわけでありまして。昨年は事業開始の年として、農産物の試験栽培やジュースやかりん糖等の売れる加工品に取り組んでおりました。

立科町は、ご存じのように、リンゴを主とした果樹栽培が大変盛んで、往時は果樹の選果所も2つありましたけれども、現在は1つに統廃合されてしまったわけでありまして。

近年、地球温暖化の影響ばかりではないと思いますけれども、長野県産のワインの評価が高まってきております。東信地域でもワイン用のブドウの栽培が増えてまいりまして、県におきましても信州ワインバレー構想の策定を計画しているようでございます。これにならったわけではございませんけれども、当町の豊かな環境で育ったブドウでおいしいワインができれば、独自産業の加工品の1つとしても有効な作物ではないかと考えておるわけでありまして。農業者の高齢化によります離農、後継者不足を荻成るためにも、比較的軽作業で済みますワイン用ブドウ栽培は適しているのではないかとということで、思っております。

ご質問のブドウ畑が茂田井地区の商人久保地区に決まったのは、荒廃地復旧対策事業の目的もございまして、荒廃地のブドウ畑を復旧したものでございまして。生食用のブドウが育ったということであれば、ワイン用のブドウは当然育つという考え方もございました。

もう1点の蓼科地区のワインはなぜ蓼科地区でワインなのかと、これも適地作物の試験でございます。常識的に考えますと、標高1,500mの牧場地区ではワインの栽培はほとんど考えられないというのが通説、常識でございます。通常は1,000m以下が大体の標高のようでございますけれども、自生のヤマブドウは標高1,500mの地点で、実際には育っているわけです。世界にたく

さんの種類のヤマブドウ系のものがございますので、もし仮に試験の結果、8種類ほど植えてございますけれども、その中で1,500mの標高でも育つものが可能としたら、里地区でのワインブドウのほかに、全国にも例のないワインの産地としての称号が与えられるものだというふうに思っております。

議員さんのおっしゃいます宇山地区の振興策につきましても、これからもいろんな要望などをお聞かせいただいた上で話し合いをさせていただければと考えております。

立科産のワインの味については、未知数な点が多くございます。きっとおいしいワインができるものと信じてはおりますけれども、先ほど宇山産のワインというお話もございました。これは、立科産ということによいのでしょうかね。確かに、少なくなっていたとは言いましても、宇山地区の中でもおいしいリンゴも育っているのです。果樹栽培の下地は十分あると思います。宇山地区でワインブドウの試験地をとということにつきましては、具体的に相談をくださるとありがたいと思います。

現在では、候補地については、茂田井地区、牛鹿地区、蟹原地区を予定してございます。候補地につきましては、現地を確認後、立地調査・研究をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）今、ちょっと聞きそびれちゃったんですが、宇山は入ってなかったんですか。全協で、資料によりますと、来年は3カ所の試験会場ができると、試験栽培ができるということで、9月議会で予算が計上されているという中で、宇山区もぜひ入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）決して宇山地区を特別外したというわけじゃないんです。果樹地帯の多いところ、ブドウが過去につくられたようなところを中心にいたしましたので、もし、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、そういう具体的なご相談をぜひしていただいて、適当な場所、地区等ございましたら、ご相談させていただきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）私は、先ほど町長が申されましたように、宇山区のリンゴ栽培もやっている中で、宇山区に試験栽培を、探せばあるという中で、探したらどうですか、可能でしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）議員さんのおっしゃいますように、やはりある一定の、最低限このぐらいという面積が必要ですがけれども、ある現地を見させていただいて、可能なところがございましたら、可能でございます。

議長（滝沢寿美雄君）8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）なぜ宇山にこだわるかと申しますと、いろいろな事業が、今立科町でもやられている中で、利便性という中でいつも外れているんですね。いつも中心地に集められていると、宇山は忘れられちゃったんじゃないか、そういう思い、そんなこともございます。

そして、本当、今町長が言われましたように、宇山地区にも大丈夫だということになりましたら、本当にぜひ探してやりたいと、そんなふうに思っております。そして、管理も宇山の人材を使ってほしい、そんなふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 宇山地区を決して忘れていたわけではございません。宇山地区は、宇山バイパスで一番活気づいているところですよ。そんなふうに私は思っておりますけれども。

それと、宇山地区にワイン用のブドウなどをどうかという話は、いい話でございますので、進めていただきまして、それと今の耕作するところの話は、ちょっと話させていただきますけれども、試験栽培でございますので、あくまでも町がやる試験栽培です。およそ5年くらいを目安にしていきたいというふうに思っております。その間に、たとえ1年でも早く有望だという品種が定まって、これはやっていかれるという自信が出れば、ワインのメーカーですか、そういったところとご相談しながら、早い時期でやってまいります。

基本的には、その試験栽培のうち、農政農林課のほうでたてしな屋を使いながらやりますし、その中でも、実際の作業についてはいろんな方々をお願いしてやっていくわけです。実際にこれを普及させていくという話は、これから先の話なんですけど、それはあくまでも個人の皆さんは希望をして、自分で栽培をしていくんだと、町は奨励をします。いいものは奨励をするんですが、奨励をして、購入先もできるだけ確率の高いものにした上で、さあこれを奨励していきたいという形をとりたいと思っております。

そのためにも、ぜひ間違いのない試験栽培の品種、場所、それからいろんな耕作地、荒廃地対策と言いましても、この栽培には機械力が要るんです。ですから、そこへのアクセスといえますか、そういったものも、やはりよく現地を見させていただかないといけないというふうに思っておりますけれども、その試験の最中に失敗という話になると奨励できませんので、ぜひそれを成功させていきたいというふうに思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君） 今、町長がなぜ立科町にブドウ栽培かという中で、温暖化でだんだんこっちのほうへ来ていると、需要がこちらのほうへ来ているという、その説明やら、事務局のほうでは、本当にマニュアルに沿って計画されているんだということで、私も最初、えっ何でブドウ、そしてこんな長いスパンのものを、本当大丈夫かしらという、とても不安がありました。でも、そういういろいろな話や、その虎の巻を見ながらやっているという中で、本当に、ああいいことかなと、そんな気がいたしました。

そして、戦後、牛鹿地区に養蚕が盛んなころ、リンゴに切りかえの話を持ってきたときには、本当にいろいろな反響があったと思います。そういう中で、長いスパンに耐えられたことで今日があったということで、本当にブドウ苗木というようなものは長い期間を要するものだなということも覚悟でございます。しかしながら、宇山にぜひという中では、宇山で試験栽培をしてもらわないことには、やはり心配だなと、そんなふうに思うわけでありまして。

そして、次に、この宇山じゃなくて、ブドウが今あちらこちらで、近隣でもやられているわけ

ですね。そして、今これから試験して、何年か後という中では、本当におくれをとってるような感じがするんですが、これからのブドウ、そのワインづくり、それからその販売とか、そういった形の中でご説明をお願いしたいと思います。本当につくって大丈夫なのか、売れるのか、そういったことですね。そういうことを、そして構想ですね、そんなことをぜひお話し願えればと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） ご質問のご指摘のように、こういった事業を進めていく上については、非常に行政が先頭に立つということは時間がかかります。これが民間でありましたら、代表の方がいいということになれば、明日にでも準備が始まるんです。資金も出します。ところが、行政が先頭に立って、今までなかなか適時作物というものが、その計画されても進めてこれなかった。しかし、適地作物を用意しなかったらだめだというのも結論のうちにあるんですが、行政が1つずつやっていったときに、確かめないで適時作物ですよということも、これも乱暴過ぎちゃう。ですから、試験栽培をきちんとやって、そしてこれがワインを醸造する会社が引き取ってもいいよと、このブドウの種類ならワインをつくってもうんと売れるんですよ、そういう出口もきちんと把握しないとイケない。ということは、ブドウを買う皆さんも、この町のブドウは本当においしいワインができるのかい、それを要求するんです。だから、試験をしないうちに、これがおいしいからつくりましょうという結論に達するのは、行政とすれば、やはり慎重にせざるを得ない。つくってもらいました、いいですよと言ってつくってもらった。そうしたら、ワイナリーのほうで、いやそれはちょっと、この町のブドウは採れたけれども、味が芳しくない、こういうふうな結論が出たら、奨励したものがむだになってしまうわけですから、それは慎重にならざるを得ないというふうに思っています。

私自身も、民間におりましたから、この結論の出す方法については、非常に遅々として進まないもんですから、本当に残念に思うんです。でも、間違いのないことをしなきゃいけないということ、と同時に、先ほど何でたてしな屋までやるのかという問題なんです、やはりそれは1つのイメージを掲げるには2通り要るんだろうというふうな考え方で、全く山の場合は冒険ですけども、試験をさせていただいていると。1つには、そういった試験も、町営でやらなければ進んでいかないと、それから下のほうでは、同じ作物でも、間違いなく販売のルートが確立できるものを選んでいかなきゃいけない、この2つでございます。

それから、よその地区では早いです。早かったと言っていいです。でも、スタートはそんなに違わないんですが、東御市なんかの千曲川ワインバレーというのを今やっていますけれども、提唱していますけれども、よく見てください。ほとんど民間の皆さんが自分で畑にブドウを植えて、自分で採っている。ワイナリーも、特区とってやっているんです。これは民間だから早い。遠見市自体ではやっていません。奨励はしています。

でも、そこの部分が、ちょっとこの町と違いがあるんですが、本当ならば、リンゴだけで一本化していけば楽なんですけれども、リンゴについても、高齢化や仕事の工程の多さ、そんなようなことで、なかなか今、減る傾向にある。100町歩を何とか、どうやって維持していくかという

問題まで来ているんです。そのためには、省力化をした栽培方法のものが何かできないかどうかと、その検証をして、進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）ということは、出口という中で、ワイナリーさんのほうからその品種の選定もあったわけですか。今、この土地でやるにつけて、このブドウなら引き取りますよというようなブドウを植えてあるということですか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）今植えてある品種は、今15品種だそうです。15品種の試験を栽培しています。その中で、ワイナリーさんと相談をして、これならこの町の特色が出て、将来販売ルートに乗せられるという品種を選定していきたいと。それが、そのことによって、そのワイナリーとい連携できる出口の確保というふうになるというふうを考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）わかりました。宇山も800ありますんで、よろしくお願ひします。

次に質問いたします。

遊休荒廃地対策の1つとして、宇山区のヒマワリ栽培をしています。ヒマワリは、シカやハクビシン、タヌキなどの野生鳥獣の被害にも遭わないため、栽培しやすく、無農薬栽培などの環境にもやさしく、景観もとてもよい作物です。いいことづくめのようなのですが、油を絞る経費が高いのが難点です。現在は、町から補助金をいただいておりますが、ソバの刈り取りの補助金などと同じように、継続的に補助金対象事業とならないでしょうか、お尋ねします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）宇山地区の皆さんが荒廃地対策としてヒマワリの栽培、これは大変よいところに目をつけられたなというふうに関心しております。鳥獣害の被害から守れる作物づくりというのは、これは町の大きな課題の1つなっております。

その中で、ヒマワリの油を絞る経費の補助については、今のところ従来どおりというふうに申し上げさせてもらうんですけども、今後、その生産が拡大をして、そうしたときに、改めて考えてまいりたいというふうに思うわけです。そうした盛り上がりのようなものがあれば、ぜひ取り組みやすいと思っておりますけれども、どうかその辺のところも地域の皆さんでのご努力していただければというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）ありがとうございました。今、町長が継続的にという中で、本当に元気が出ました。それこそ、ぜひ宇山区の光の1つとして、みんなに広めていきたい、そんなふうに関心します。

次に、農業振興を語るときには、野生鳥獣の被害を未然に防ぐことが重要だと思っております。その中で、先に同僚議員の質問や答弁がありましたが、宇山区の現状をお話ししたいと思います。

宇山区長さんからのお話では、約100カ所余りの柵の損害箇所があると聞いております。町のふところも、事情があるかと思っておりますけれども、やってみてわかるということがございます。こんなにシカが暴れるなんて思いませんでしたし、それこそ想定外という、今のはやりの言葉じゃ

ないですけれども、そういう被害に本当に困っております。そういう中で、想定外という中で農業振興を目指している立科町に、ぜひ先ほどの実費弁償、そういう形は考えられませんか。

それと、では話を変えます。

宇山区にシカが多い。100も柵を直さなきゃいけない。そういう中で、シカが多いのは住民のせいでしょうか。柵をつくることでシカが減るわけではなく、これからも柵の修理に追われるわけですね。そういう中で、本当に当面100枚、それこそ宇山にとっては本当に重荷を感じるわけですが、町長がいつも言われている公平性という中ではどうお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 先ほど小宮山議員さんのときにもお答えさせていただきましたが、スタート時点で、今年で3年目になるんですけれども、そうした中で、地域で取り組んでいただきたいということをお願いしてスタートいたしまして、今年ももう少しやって、まだまだ希望もあるようですので、進めていくわけですが、その補修費用につきましては、従前から町で負担しますと申し上げておりました。

先ほどのご質問の中にもありましたように、維持管理に要する費用弁償等につきましては補助の件でございますけれども、今は費用弁償のみの補助といえますか、支給でございますけれども、その程度のものしかございません。

本日のご質問、お二人からいただいておりますけれども、いずれにいたしましても、本日のところは承っておくということにとどめさせていただかないと、この場で即答するということではできませんので、その点をご理解していただくこと。

それから、防護柵だけでシカの対策ができるというふうには思っていないと。基本的には、個体の調節です。早い話が、もう駆除しないとだめだということまで、今までは捕獲というような言葉しか使ってなかったんですが、今は駆除という言葉を使っているようです。これは、確実に捕殺をするという意味なんで、今までは使わなかった言葉なんですが、今使われているようです。そういう意味で、通年銃は使えませんので、罠猟、罠を使っての個体調節をもっと真剣に取り組まなきゃならないのかなというふうに思います。

じゃ、例えばそれが町中の問題にして、町中の責任にするかというのも、これもちょっと乱暴過ぎる話なんで、いずれにしてもそれは直接関与する皆さんに捕獲の仕事をしていただかなきゃなりませんので、そうしたことに対して、いろんな角度からのこれからの検討はしていかなきゃいけない。いずれにしても、そんなお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君） 今、町長が言われたように、本当に危機感を感じている。シカやハクビシンがあんなに増えつつある中で、5年後、10年後は本当にどうなっちゃうんだろうという、そういう危機感、本当にぜひぜひお願いしたいと思っております。もう官だ民だなんて言っていられなくて、本当に何とかしなきゃいけないという切羽詰まった状況だと思います。

それと、人・農地プランというんですか、担い手プラン、私、本当に飴玉みたいなもので、そうかといって要らないとは申しませんが、何か農業者の目を鳥獣害の被害のほうから目をそらせているような、そんな気がしてならないんですけれども、ぜひそれもやってもらいたいと思うんですが、重複になるわけですが、何をするにも鳥獣害対策なくして、その振興は進まない、農業振興は進まない、そんなふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして、最後に、せっかくのたてしな屋ができました中で、向かい風であり、そしてブドウがこの里にできますことをお願い申し上げて、終わりとします。

議長（滝沢寿美雄君） これで8番、小池美佐江君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後5時00分 散会）